

第3次  
彦根市多文化共生推進プラン  
(2026年度-2030年度)

# 目 次

第1章	プラン改定の基本的な考え方	
1	背景・趣旨	1
2	位置づけと計画期間	2
第2章	彦根市の多文化共生の現状	
1	統計データの推移	3
2	アンケートから見てきた現状と課題	14
第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1	プランの基本理念	30
2	プランの趣旨・目的	30
3	多文化共生の意義	30
4	プランの体系	32
5	5年間の取組成果	33
第4章	展開	
1	コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり）	40
2	安心して生活するための環境づくり	43
3	多文化共生の地域づくり	53
第5章	多文化共生施策の推進	
1	それぞれの役割	57
2	推進体制等	58
資料編		
(1)	彦根市多文化共生推進委員会 設置要綱	60
(2)	彦根市多文化共生推進委員会・検討部会 委員名簿	61
(3)	彦根市多文化共生推進プラン改定等経過	62

## 第1章 プラン改定の基本的な考え方

---

### 1 背景・趣旨

日本では、社会・経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化などに対応するため、外国人材の受入れ門戸拡大がさらに進められています。2019年(平成31年)4月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下「入管法」という。)により創設された新たな在留資格「特定技能」は、人材不足が深刻な16分野(2025年6月現在)において、一定の技能と日本語能力を有する外国人の長期就労を可能とし、2024年度からの5年間で82万人の受入れが目標とされています。また、長年課題が指摘されてきた技能実習制度は廃止され、新たな「育成就労制度」に移行することが決定しています。この新制度は、介護や農業など17分野を対象に、外国人が段階的に技能を習得しながら働くことを可能にし、適切な人材育成と労働環境の整備を通じて、日本の産業を支える仕組みづくりを目指すものです。

今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。日本語教育の充実は無滑な生活定着に不可欠です。国は2019年(令和元年)施行の「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、生活者向け日本語教育の強化、教師の養成や研修制度の整備、オンライン教材の開発など、全国的な施策を推進しています。

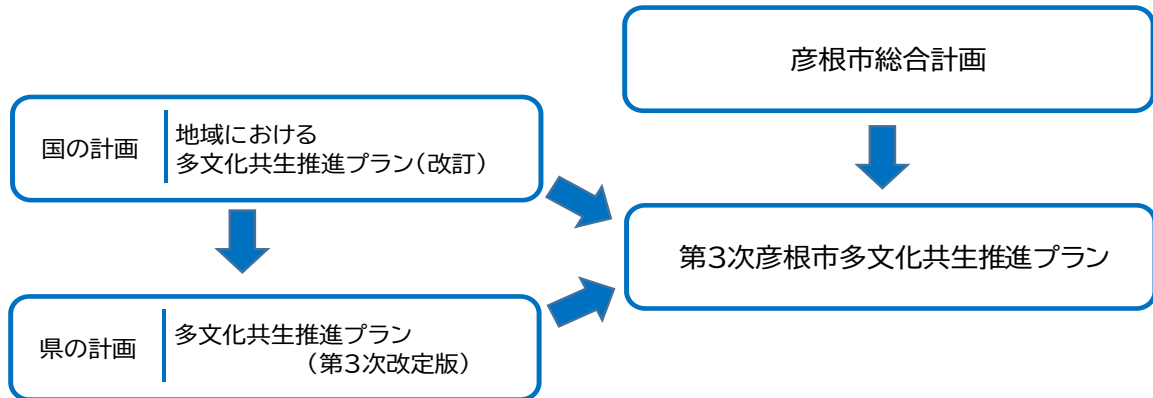
さらに、近年深刻化する排外主義的な言動、いわゆるヘイトスピーチに対し、2016年(平成28年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。この法律は、差別的な言動を許さない社会の実現を目指し、国や地方公共団体の責務を明確にしています。しかしながら、法整備後もヘイトスピーチが後を絶たない現状です。このようななか、2025年(令和7年)7月には全国知事会において「多文化共生社会の実現に向けた知事会宣言」が採択されました。この宣言は、外国人住民の増加が地域社会に与える影響を踏まえ、国と地方が連携して多文化共生社会の実現に取り組む決意を示すものです。

このように、国による外国人受入施策の拡大や関連法の整備等、本市の多文化共生を取り巻く環境は大きく変化しており、今後ますます多様化すると考えられます。これら社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、外国人住民の現状を踏まえ、国においては総務省が2020年(令和2年)9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改定し、多様性と包摂性のある社会の実現や外国人住民による地域の活性化への貢献を掲げています。また、滋賀県においては、2010年(平成22年)4月に策定された「滋賀県多文化共生推進プラン」が、2025年(令和7年)3月には「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」としてさらに改定され、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が共生できる地域社会を目指しています。

本市においても、2024年(令和6年)に実施した、日本人住民、外国人住民等を対象としたアンケートなどの結果から、本市の多文化共生に関する現状と今後5年間に取り組むべき課題を整理し、「彦根市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)の改定を行うものです。市として、同じ地域に暮らす外国人住民、日本人住民のだけれども、相互に支え合う関係であることを理解し、地域の構成員として安心して生活できる多文化共生の地域社会の実現を目指します。

## 2 位置づけと計画期間

プランは本市の上位計画である彦根市総合計画の方向性に沿った内容であり、他の関連計画との整合も図っていきます。さらに、滋賀県が策定した「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」等も参考に本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政などが取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。



2015年(平成27年)9月の国連サミットでは、17の持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。これには、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年(令和12年)を年限とする17の国際目標が示されており、これらはすべての国が取り組むべき普遍的な目標となっています。本市においては、彦根市総合計画で各施策とSDGsとの関連付けをしていることから、本プランもSDGsを意識して策定しています。



プランの期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間としますが、必要に応じて、見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
彦根市				彦根市多文化共生推進プラン					第2次彦根市多文化共生推進プラン					第3次彦根市多文化共生推進プラン						
	彦根市総合計画(2011~2021)										彦根市総合計画(2022~2033)									
滋賀県	(前計画)	多文化共生推進プラン(改定版)					多文化共生推進プラン(第2次改定版)					多文化共生プラン(第3次改定版)								
国	地域における多文化共生推進プラン								地域における多文化共生推進プラン(改訂)											

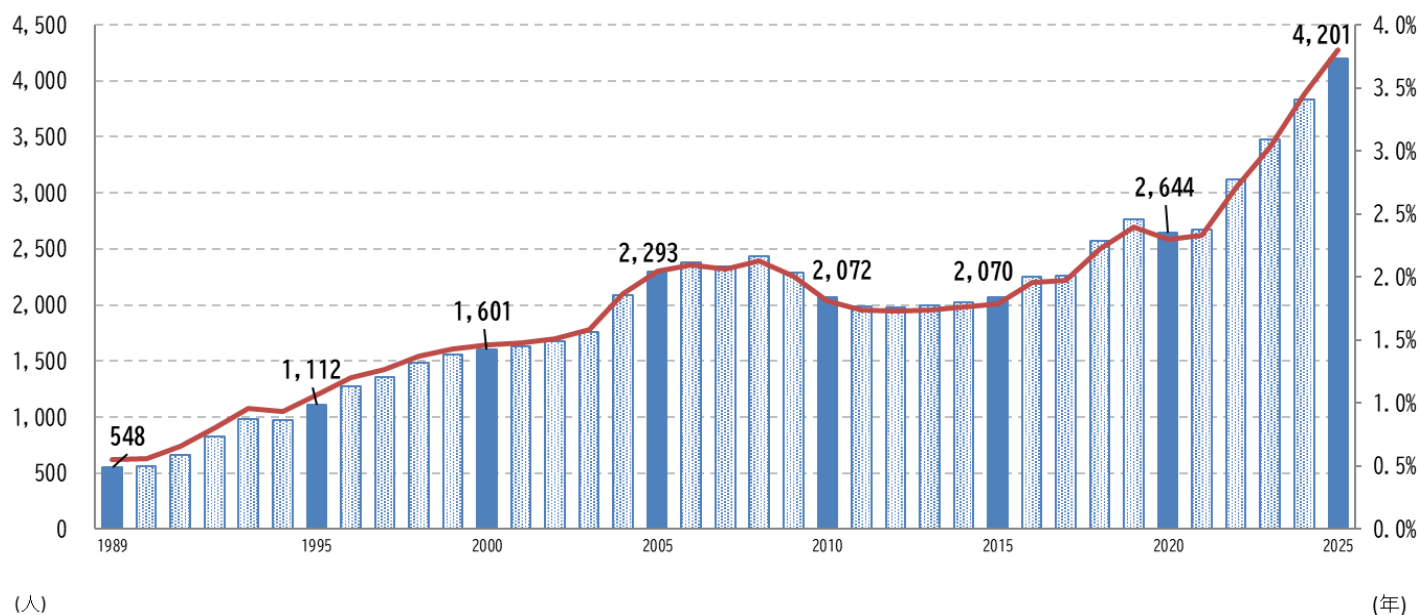
## 第2章 彦根市の多文化共生の現状

### 1 統計データの推移

#### 1 在留外国人数<sup>※1</sup>の推移・状況

本市の在留外国人数は、1989年(平成元年)には、548人でしたが、入管法の改正を受けて2008年(平成20年)には、2,432人となり、20年間で約4倍となりました。その後、2008年(平成20年)9月の世界的な経済危機や2011年(平成23年)3月の東日本大震災の影響により、2012年(平成24年)まで減少傾向が続きましたが、ベトナム、フィリピンなどからの技能実習生などの来日により増加傾向となりました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け微減しましたが、2022年以降は増加し続け、2025年9月現在本市の総人口に対する在留外国人数の割合は、約3.8%となっています。

図1 在留外国人数の推移(各年9月末日) (注)2011年以前は外国人登録者数<sup>※2</sup>(出典)彦根市住民基本台帳



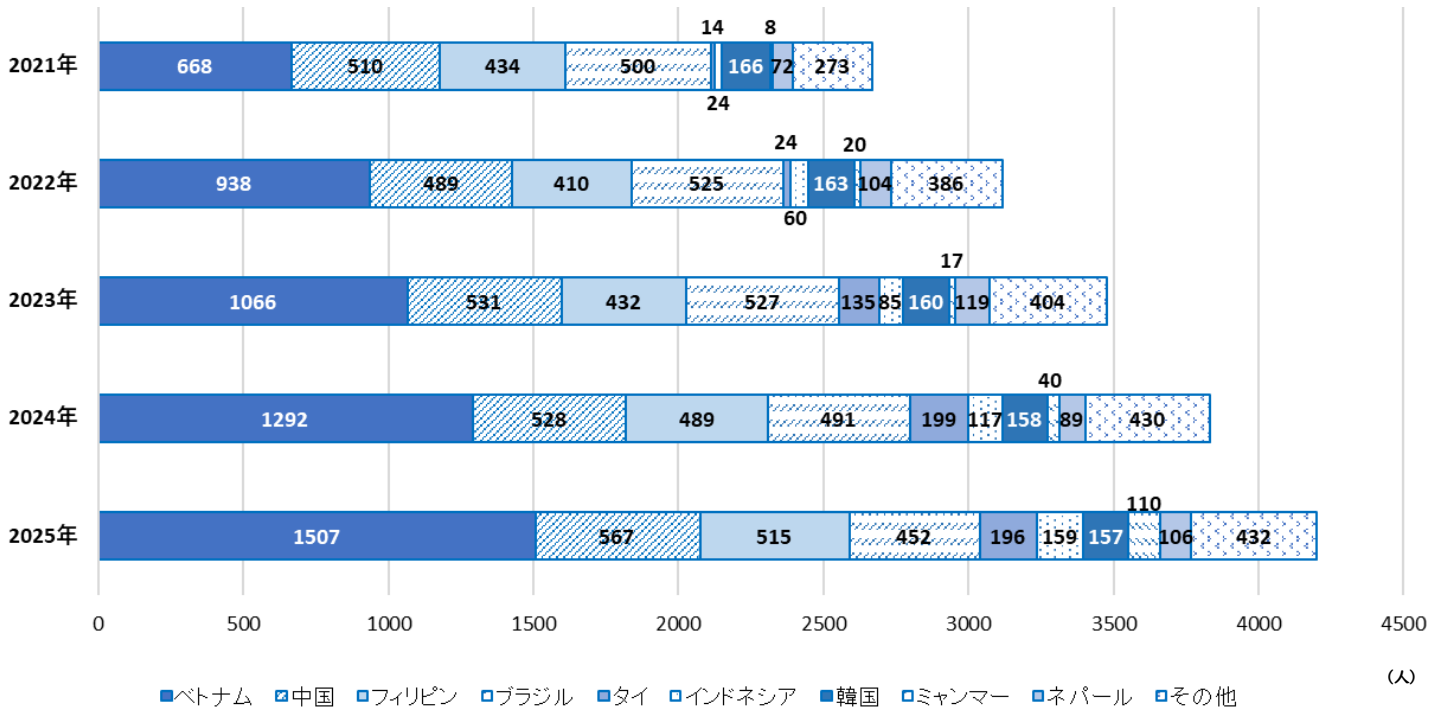
在留外国人数の国籍別では、2021年(令和3年)9月では、ベトナム668人(25%)、中国510人(19%)、ブラジル500人(18%)、フィリピン434人(16%)、韓国166人(6%)の順で、2025年(令和7年)9月では、ベトナム1,507人(35%)、中国567人(13%)、フィリピン515人(12%)、ブラジル452人(10%)、タイ196人(4%)の順で、特にベトナムとタイが急増しています。

<sup>※1</sup> 在留外国人数 2012年(平成24年)に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことにより、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なる。

<sup>※2</sup> 外国人登録者数 2011年(平成23年)まで、法務省の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数のこと。

全国<sup>※3</sup>においては、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパール、ブラジル、滋賀県<sup>※4</sup>においては、ベトナム、ブラジル、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、インドネシアの順になっています。

図2 在留外国人数 国籍別 (出典)彦根市住民基本台帳

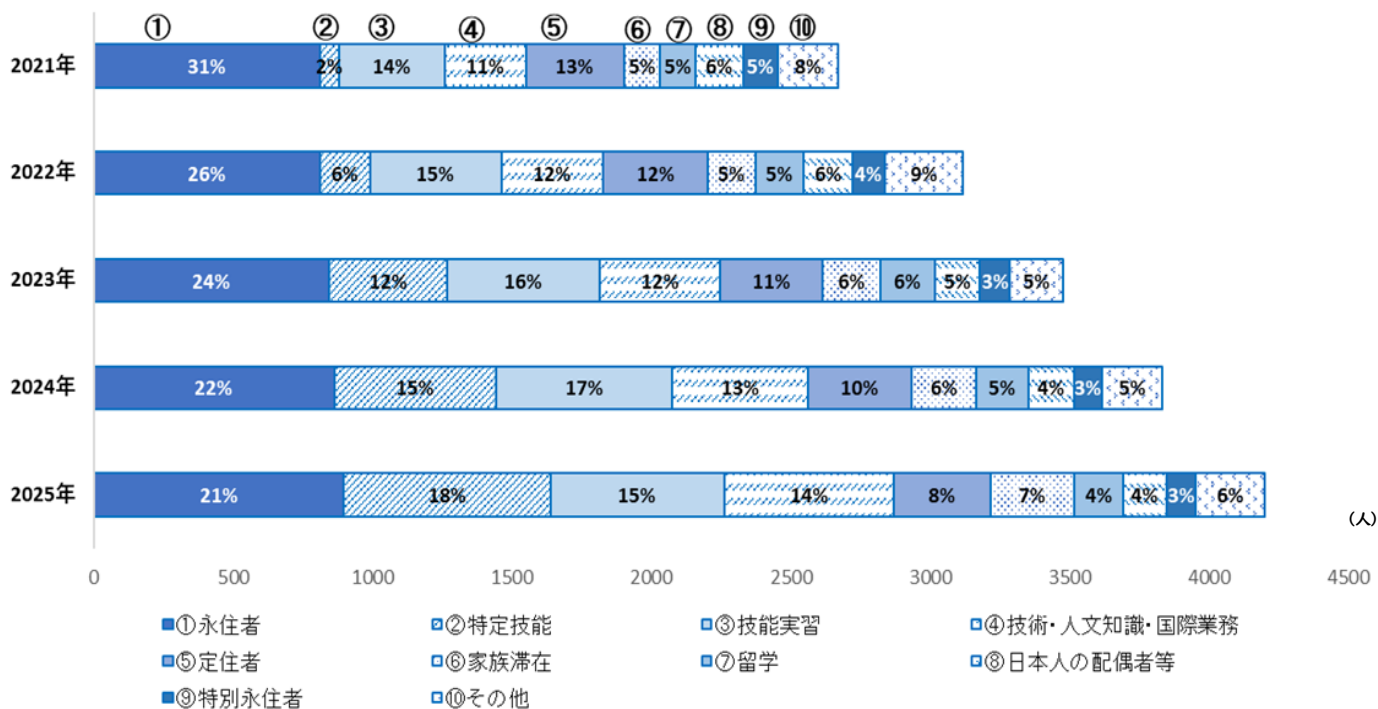


※3 法務省「在留外国人統計(令和6年末)」

※4 滋賀県総合企画部国際課「住民基本台帳に基づく外国人人口(令和6年末)」

## 2 在留資格別在留外国人数 の状況

図3 在留外国人数 在留資格別（各年9月末日）（出典）彦根市住民基本台帳



在留資格別の在留外国人数(各年9月末現在)は、図3のとおりです。「永住者」が最も多く896人(21%)(対2021年比83人増)、次に「特定技能」が741人(18%)(対2021年比676人増)、「技能実習(1号イ、同口、2号イ、同口、3号口の総数)」が624人(15%)(対2021年比242人増)、「技術・人文知識・国際業務」が608人(14%)(対2021年比319人増)、と続いています。特定技能が5年前に比べて急増し、その内訳はベトナムが高い割合を占めています。また、「技術・人文知識・国際業務」も急増し、この資格は日本で雇用されている間、その家族の滞在が認められていることもあり、「家族滞在」は301人(7%)(対2021年比171人、2%増)と増加しています。

表1 在留外国人数 在留資格別 (2025年9月末日)

在留資格	合計 (人)	比率 (%)	国籍別内訳 (上位3か国と人数)		在留資格の説明
永住者	896	21	ブラジル	252	法務大臣から永住の許可を受けた者
			中国	231	
			フィリピン	227	
特定技能	741	18	ベトナム	408	特定産業分野の各業務従事者
			タイ	109	
			ミャンマー	75	
技能実習	624	15	ベトナム	328	外国人技能実習制度による技能実習生 (2010年～)
			インドネシア	108	
			中国	42	
技術・人文知識・国際業務	608	14	ベトナム	440	公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動
			ネパール	37	
			中国	36	
定住者	347	8	ブラジル	149	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の子など
			フィリピン	113	
			ボリビア	38	
家族滞在	301	7	ベトナム	203	就労資格等で在留する外国人の配偶者・子
			ネパール	42	
			中国	31	
留学	175	4	中国	92	大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)もしくは特別支援学校の高等部、専修学校もしくは各種学校または設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
			マレーシア	16	
			台湾	14	
日本人の配偶者等	157	4	フィリピン	44	日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生した者
			ブラジル	43	
			中国	20	
特別永住者	104	3	韓国	91	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」による永住者
			朝鮮	13	
その他	248	6	中国	55	《その他の内訳》 教育、永住者の配偶者、文化活動等
			ベトナム	46	
			米国	39	
合計	4,201	100			

(出典)彦根市住民基本台帳

### 3 年齢別人口の状況

外国人住民と日本人住民の年齢別人口を比べると、外国人住民は、「25-29 歳」が最も多く、次いで「20-24 歳」、「30-34 歳」と続きます。20 歳から 49 歳までが、全体の約 75%を占め、これは国や滋賀県の割合と比較すると 10%程度高くなっているという特徴があります。一方で、日本人住民は、「50-54歳」が最も多く、次いで「45-49歳」、「55-59歳」と続きます。

また、65 歳以上の人口比率を比べると、日本人住民の 27.4%に対し、外国人住民は 3.6%と低くなっており、外国人住民は、働く人口の比率が高く、日本人住民と年齢構成が異なります。

全人口に対して外国人人口の占める割合では、20～29 歳は 12.83%(対2021年比 5.67%増)、20～39 歳では 10.81%(対2021年比 4.75%増)に達しており、若年層において外国人住民の比率が顕著に高い傾向がみられます。

図4 年齢3区分の外国人人口 (出典)彦根市住民基本台帳

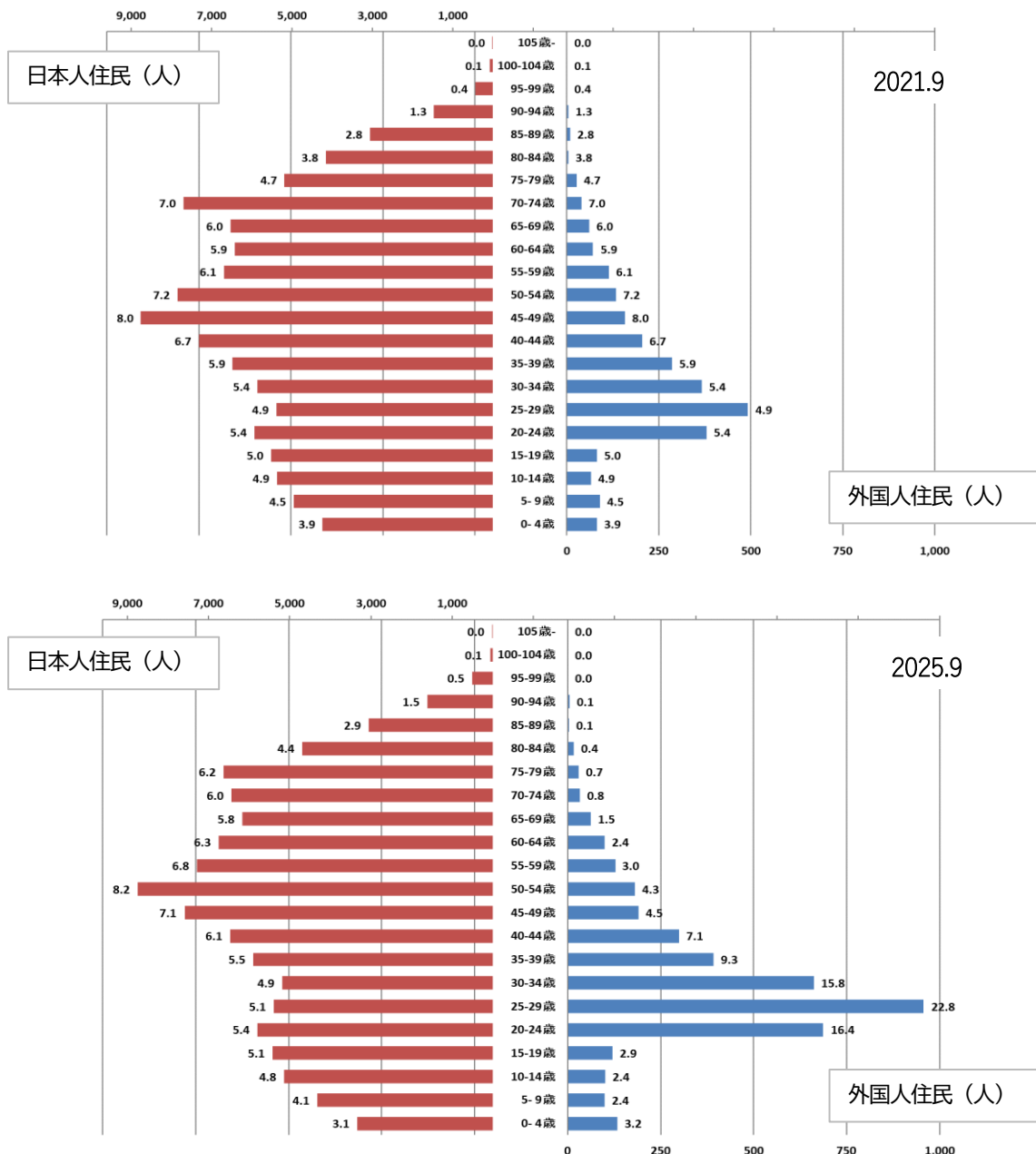


図5 年齢3区分の外国人人口 (出典)彦根市住民基本台帳

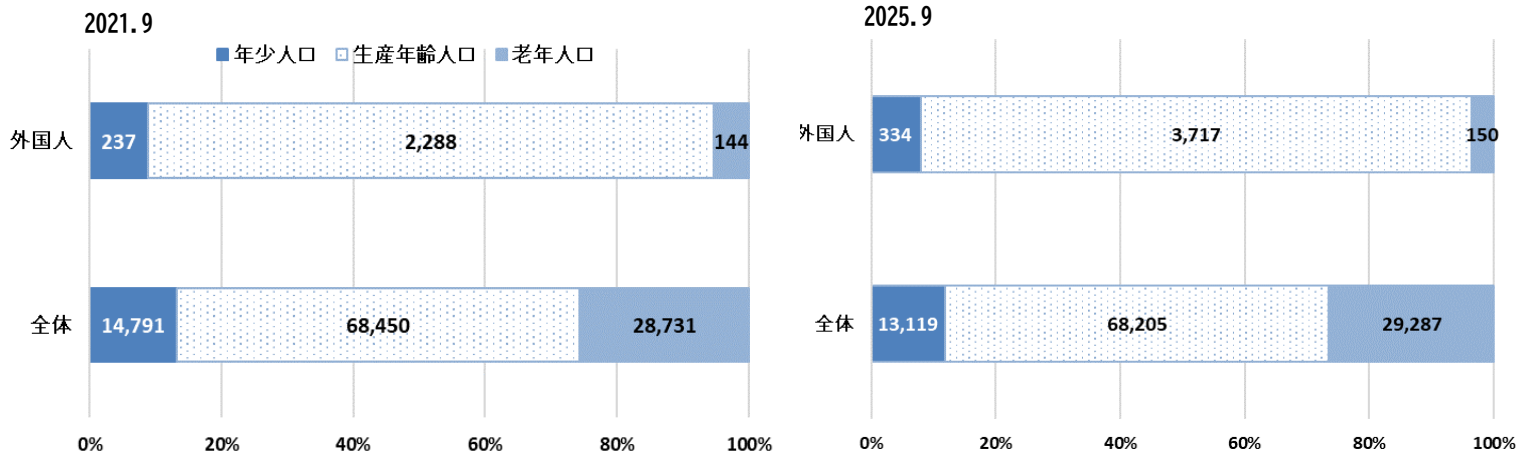


表2 年齢3区分別の人口と外国人人口および人口に対する外国人の占める割合 (出典)彦根市住民基本台帳

2021.9	人口	外国人人口	2025.9	人口	外国人人口
総人口	111,972	2,669	総人口	110,611	4,201
年少人口(0~14歳)	14,791	237	年少人口(0~14歳)	13,119	334
生産年齢人口(15~64歳)	68,450	2,288	生産年齢人口(15~64歳)	68,205	3,717
20~29歳	12,183	872	20~29歳	12,816	1,644
20~39歳	25,164	1,524	20~39歳	24,950	2,698
高齢人口(65歳~)	28,731	144	高齢人口(65歳~)	29,287	150

2021.9	
総人口	2.38%
年少人口(0~14歳)	1.60%
生産年齢人口(15~64歳)	3.34%
20~29歳	7.16%
20~39歳	6.06%
高齢人口(65歳~)	0.50%

2025.9	
総人口	3.80%
年少人口(0~14歳)	2.55%
生産年齢人口(15~64歳)	5.45%
20~29歳	12.83%
20~39歳	10.81%
高齢人口(65歳~)	0.51%

## 4 教育の状況

本市の小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の数は計 164 人(2025年(令和7年)9 月現在)で、国籍別ではブラジル(43人)と中国(40 人)が多くなっています。また、近年は、外国人児童・生徒を含めた、外国にルーツを持つ児童・生徒<sup>※5</sup>が増加しています。

図6 外国人の児童・生徒数の推移(各年10月1日、2020年以降は9月1日)  
(出典)彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

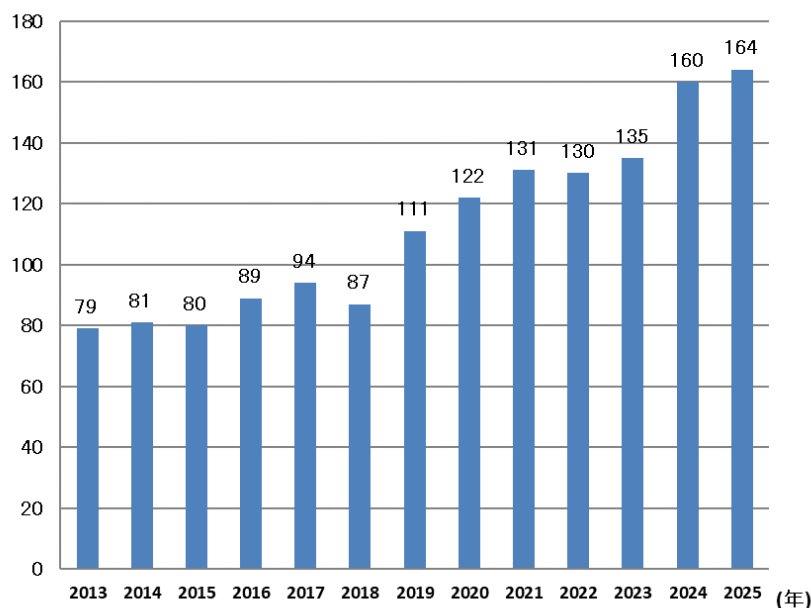


表3 国籍別外国人児童・生徒数 (出典)彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

2021.9.1

国名	小学校	中学校	計
ブラジル	29	18	47
フィリピン	17	9	26
中国	23	2	25
ベトナム	12	2	14
ボリビア	3	1	4
ほか	14	1	15
計	98	33	131

2025.9.1

国名	小学校	中学校	計
ブラジル	27	16	43
中国	28	12	40
フィリピン	25	9	34
ベトナム	16	5	21
ボリビア	4	4	8
ほか	16	2	18
計	116	48	164

※5 外国にルーツを持つ児童・生徒 来日した外国籍の子どものほか、日本で生まれて育った外国籍の子ども、日本国籍を新たに取得した子ども、父母のどちらかが外国出身で日本国籍の子ども、二重国籍の子どもなど、外国の文化的背景を持つ児童・生徒のこと。

日本語指導が必要な児童・生徒数は図7のとおりで、2025年(令和7年)5月現在で、小・中学校に通う169人が日本語指導を必要としています。日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒もあり、国籍等の状況が多様化しています。

また、学齢相当の外国人児童・生徒は、表6のとおり増加傾向にあります。外国人学校に就学する児童生徒は減少傾向にあり、義務教育諸学校に就学する児童生徒が増加しています。日本語指導が必要な中学校卒業後の卒業後の進路では、表4のとおりで、2017年から2025年の9年間の累計をみると、全日制への進学率は58%、定時制25%、通信制5%で、高校進学率は88%となっています。中学卒業生全体では、表5のとおり、全日制への進学率が94%、定時制2%、通信制2%で高校進学率は99%となっており、日本語指導を必要とする生徒の高校進学率が低いことがわかります。

図7 日本語指導が必要な児童・生徒の推移  
(各年5月1日)

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

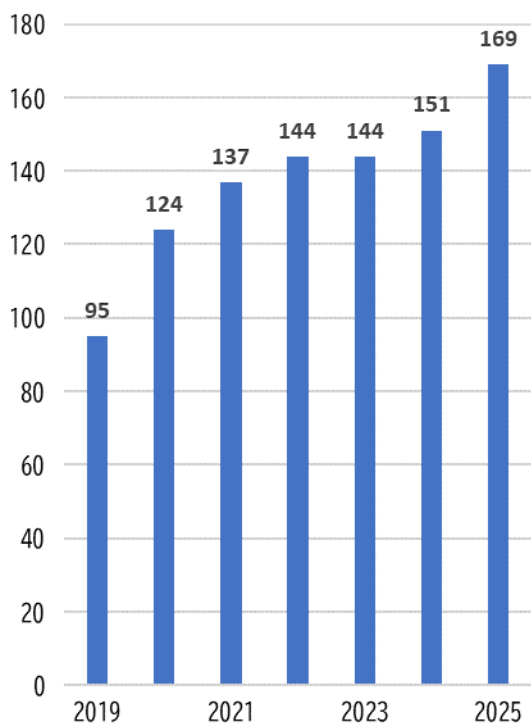


図8 日本語指導が必要な児童・生徒の母語別在籍状況

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

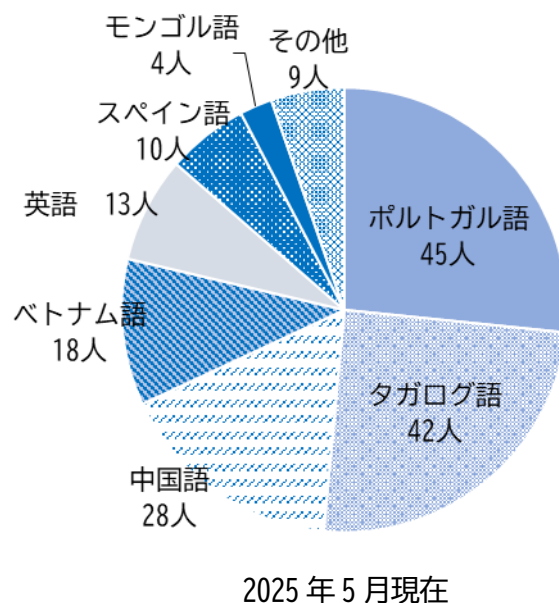


表4・図9 日本語指導が必要な中学校卒業者の卒業後の進路状況

(出典)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

年度	高校進学				専修学校等	就職	家事手伝い等	合計
	全日	定時	通信	小計				
2017		3		3			1	4
2018	7	2		9			1	10
2019	4	2	1	7			1	8
2020	3	3		6				6
2021	8	3	1	12			1	13
2022	4	4		8				8
2023	10	1		11		2	1	14
2024	7	1	1	9				9
2025	3	1	1	5			2	7
合計	46	20	4	70	0	2	7	79

■全日制進学 ■定時制進学 ■通信制進学  
■専修学校等 ■就職 ■家事手伝い等

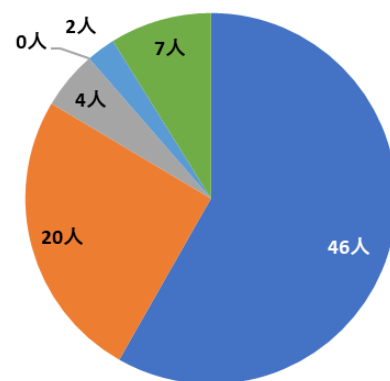


表5・図10 中学校卒業者の卒業後の進路状況

(出典)「中学校等卒業後の進路状況調査」

年度	高等学校等進学				専修学校等	就職	家事手伝い等	合計
	全日	定時	通信	小計				
2017	1057	36	3	1096	0	4	5	1105
2018	1018	27	19	1064	1	3	9	1077
2019	1008	24	19	1051	1	4	7	1063
2020	962	12	24	998	0	0	6	1004
2021	940	17	32	989	0	4	6	999
2022	972	26	26	1024	2	3	4	1033
2023	933	29	37	999	1	3	4	1007
2024	962	21	34	1017	0	3	2	1022
2025	907	19	44	970	2	5	12	989
合計	8759	211	238	9208	7	29	55	9299

■全日制進学 ■定時制進学 ■通信制進学  
■専修学校等 ■就職 ■家事手伝い等

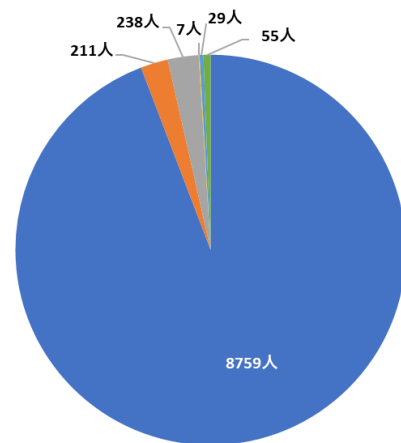


表6 住民登録のある学齢相当の外国人の子どもの就学先・状況

(出典)「外国人の子供の就学状況等調査」(2020年は調査なし)

年度	義務教育諸学校		外国人学校		不就学		転居・出国		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
2019	80	31	8	6			3		91	37
2021	97	34	6	4			3		106	38
2022	98	33	4	3			2	1	104	37
2023	94	34	4	2			2	2	100	38
2024	103	42	3	1			4	2	110	45
2025	112	47	2	1			3	4	117	52

## 5 外国人観光客の状況

本市には、世界遺産登録を目指す国宝彦根城をはじめ、歴史遺産など観光資源が点在するため、多くの外国人観光客が来訪しています。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため、2020年度、2021年度は激減しましたが、コロナ禍以降は回復傾向にあります。2024年度(観光案内所を訪れた外国人観光客数)国籍別では、台湾が最も多く714人、次にフランス283人、中国267人、香港245人、アメリカ199人と続いており、アジアを中心に世界各国から来訪しています。

図11 彦根市観光案内所を訪れた外国人観光客数の推移

(出典)彦根市観光交流課

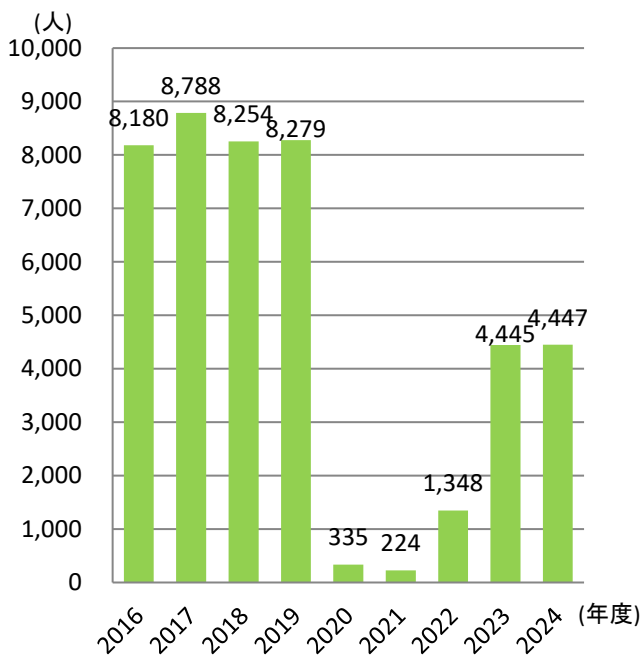
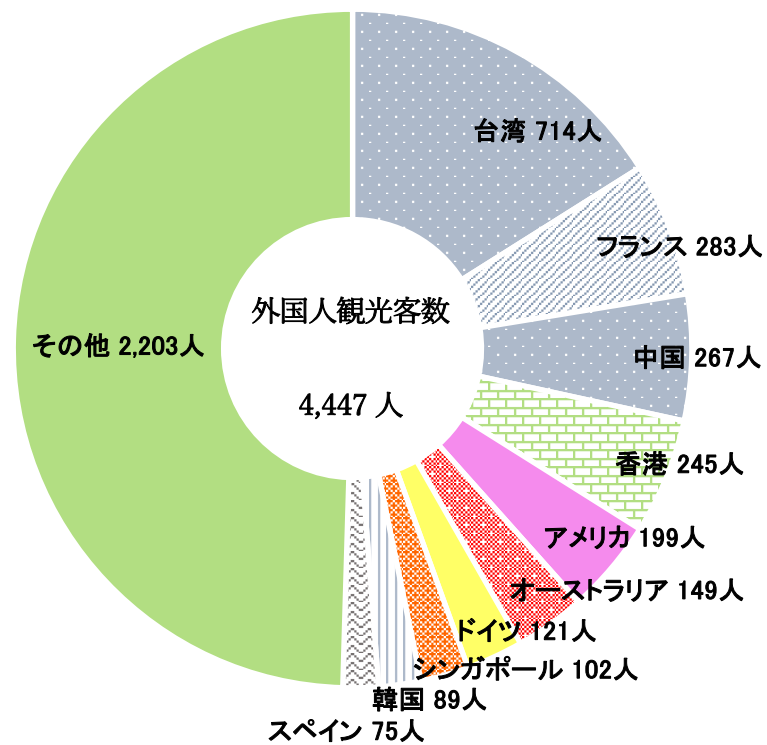


図12 彦根市観光案内所を訪れた国籍・地域別外国人観光客数 (2024年4月～2025年3月)

(注)国・地域区分は観光局の区分による

(出典)彦根市観光交流課



## 2 アンケートから見てきた現状と課題

### ●多文化共生アンケート結果(外国人住民用)

実施期間:2024年(令和6年)8月1日から9月30日まで

回収方法:市内に在住の外国人住民全員にアンケート回答依頼を全戸配布しました。また、ホームページ上にやさしい日本語版以外にポルトガル語版、英語版、中国語版、ベトナム語版の4種類を用意し、回答可能な言語で無記名回答を依頼しました。

調査対象:18歳以上の彦根市在住の外国人

回答総数:184

### ●多文化共生アンケート結果(日本人住民用)

実施期間:2024年(令和6年)7月26日から9月30日まで

回収方法:広報ひこねへの掲載や彦根市公式 LINE、X での周知、またホームページ上に公開し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:18歳以上の彦根市在住の日本人

回答総数:496

### ●多文化共生アンケート結果(自治会用)

実施期間:2024年(令和6年)5月31日から8月31日まで

回収方法:ホームページでも回答できるよう用意し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:彦根市内の自治会長

回答総数:12

※本文中の設問や選択肢の表記は、簡略化しています。

各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第2位以下切り捨て)、合計が100%にならない場合があります。

2020年の調査結果には、無回答の割合が不明なため記載がありません。

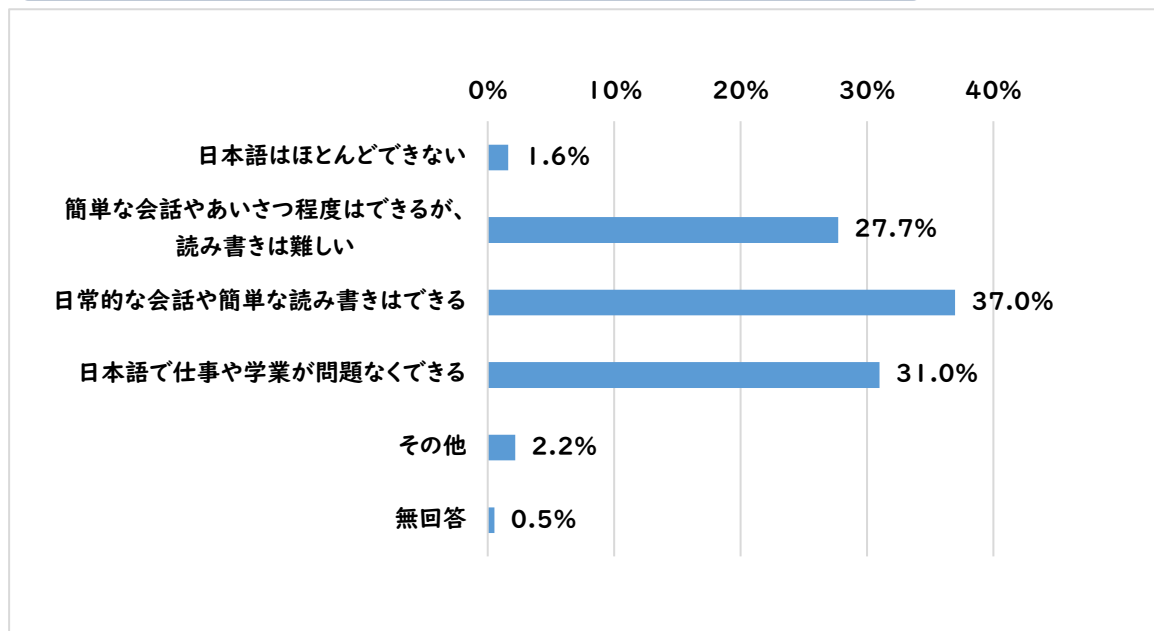
アンケート全体の結果については、別途ホームページで公開しています。

《彦根市ホームページ→各課のご案内→企画振興部→人権政策課→多文化共生係→多文化共生→彦根市多文化共生推進プラン→彦根市多文化共生推進プラン》

# 1 コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

《外国人住民アンケート》日本語はどのくらいわかるか

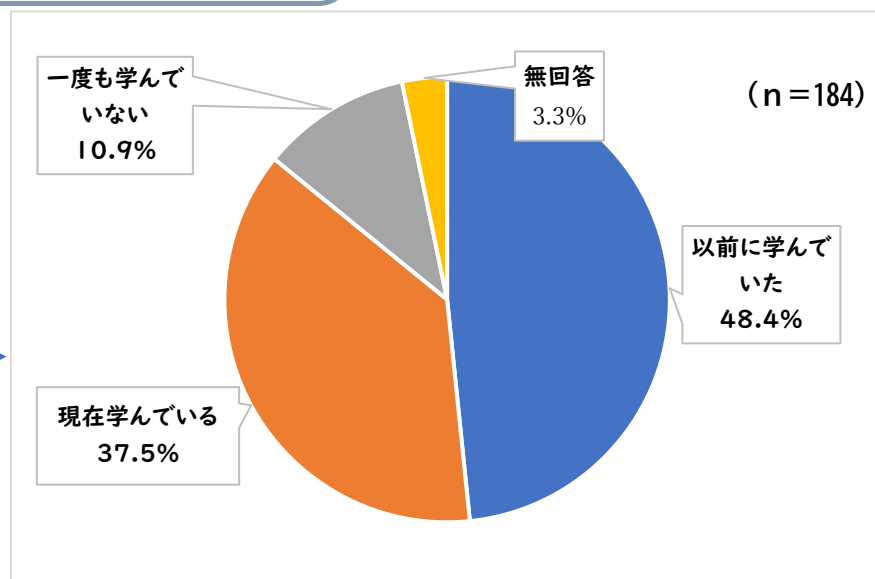
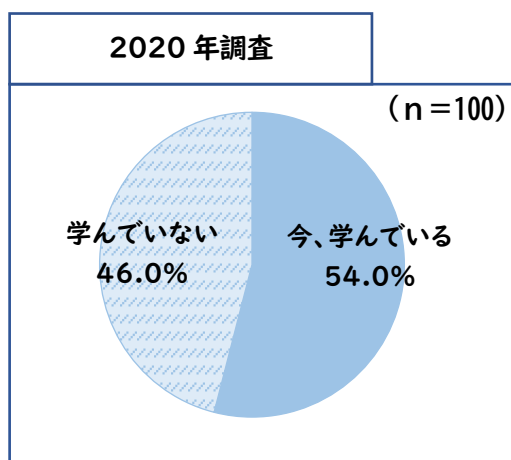
(n=184)

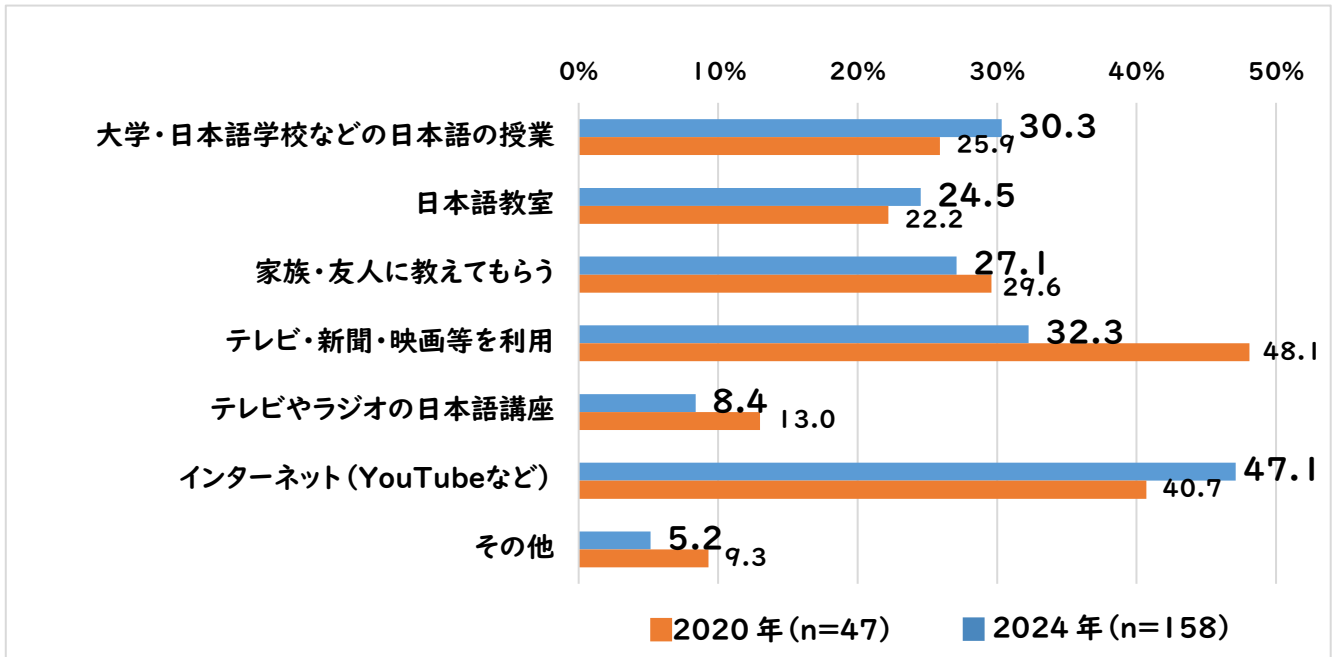


日本語については、「日常的な会話や簡単な読み書きはできる」が37%と最も多く、次いで、「日本語で仕事や学業が問題なくできる」が31%、「簡単な会話やあいさつ程度はできるが、読み書きは難しい」が27.7%、「日本語はほとんどできない」が1.6%であることがわかりました。

※2020年は調査していません。

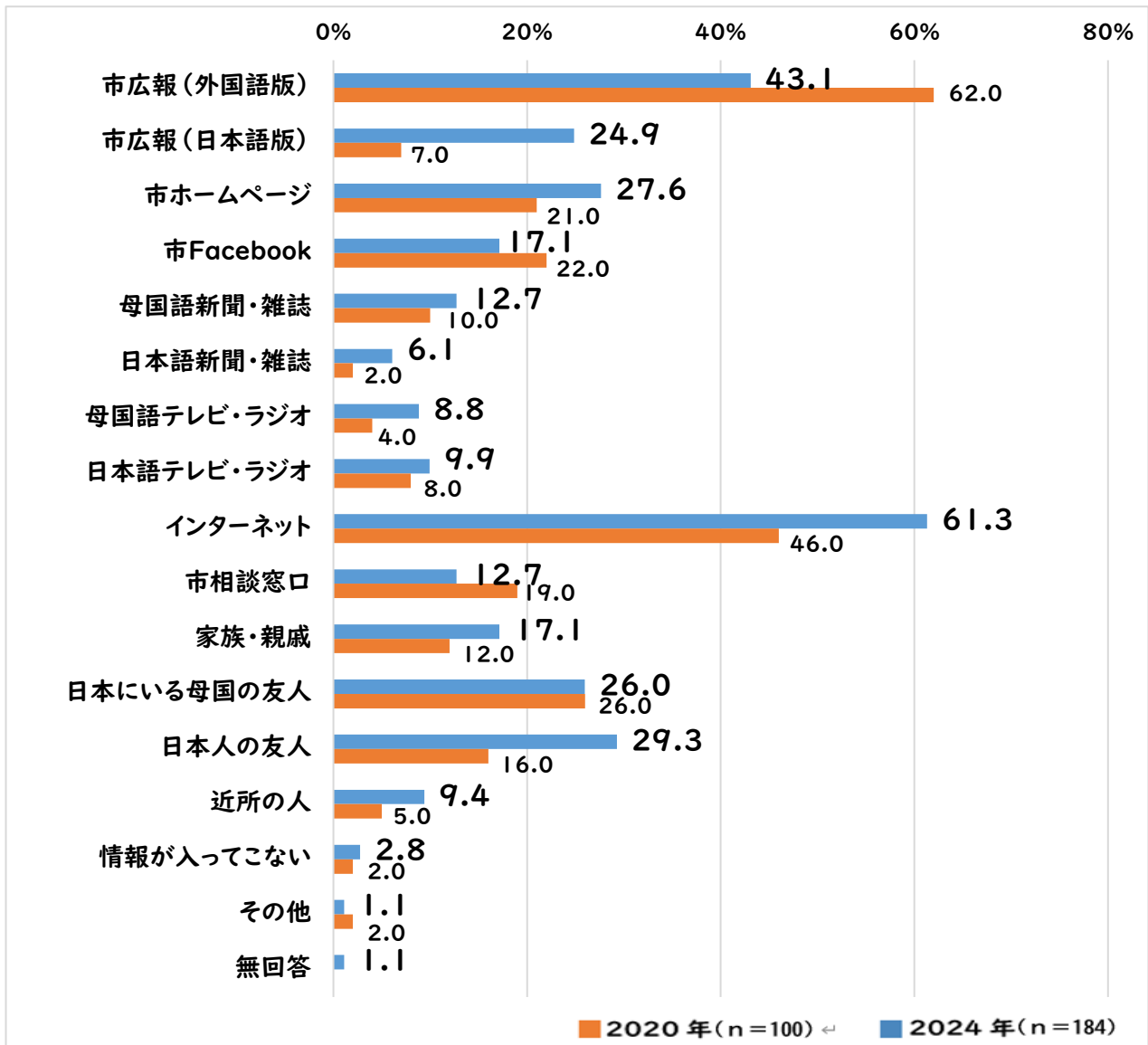
《外国人住民アンケート》日本語を学んでいるか  
どんな方法で学んでいるか  
(いくつでも回答可)





日本語を学ぶために具体的に使っている方法に関するアンケート結果をみると、2020年は「テレビ・新聞・映画等を利用」が最も多い結果でしたが、2024年は「インターネット (YouTube など)」が47.1%と最も多く、次いで、「テレビ・新聞・映画等を利用」が32.3%、「大学・日本語学校などの日本語の授業」が30.3%となっています。

《外国人住民アンケート》必要な情報はどやって手に入れるか（いくつでも回答可）



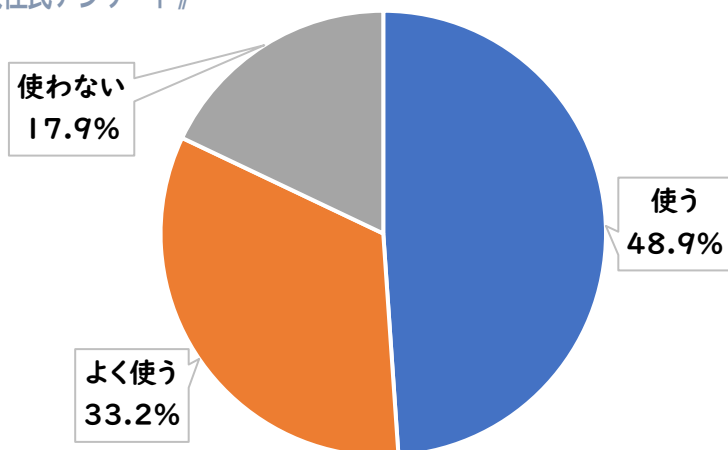
必要な情報の入手方法に関するアンケート結果をみると、2020年は「市広報(外国語版)」が最も多くなっていたのですが、2024年は「インターネット」が61.3%と最も多く、次いで、「市広報(外国語版)」が43.1%、「日本人の友人」が29.3%となっています。

この結果から、現代においてインターネットが情報入手の主要な手段となっていることが示されています。特に、外国語版の市広報が日本語版よりも高い割合を占めていることから、外国人住民が情報にアクセスする際に、母国語での提供を重視していることが伺えます。また、「日本人の友人」や「日本にいる母国の友人」といった人的ネットワークも、重要な情報源として機能していることがわかります。

メディア別にみると、インターネットが圧倒的な情報源である一方で、紙媒体である「市広報(外国語版)」の利用率も高く、デジタルとアナログ双方の媒体が活用されている状況が伺えます。一方で、「情報が入ってこない」と回答した人も2.8%おり、情報格差が存在する可能性も示唆されています。

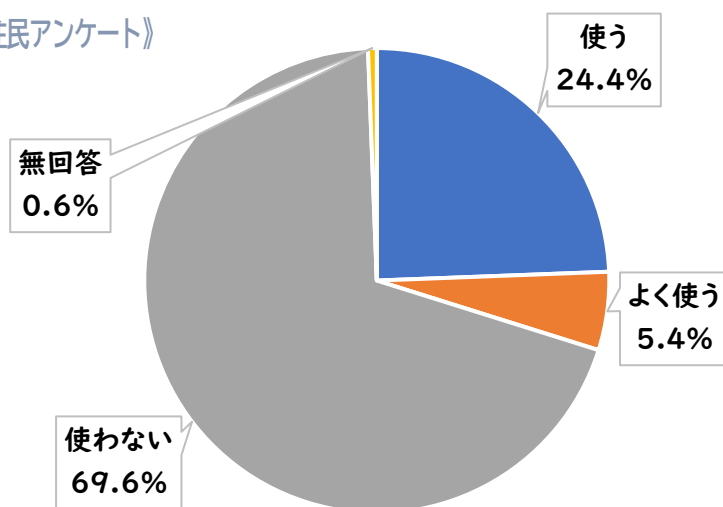
## 通訳・翻訳アプリはどのくらい使いますか

《外国人住民アンケート》



(n=184)

《日本人住民アンケート》



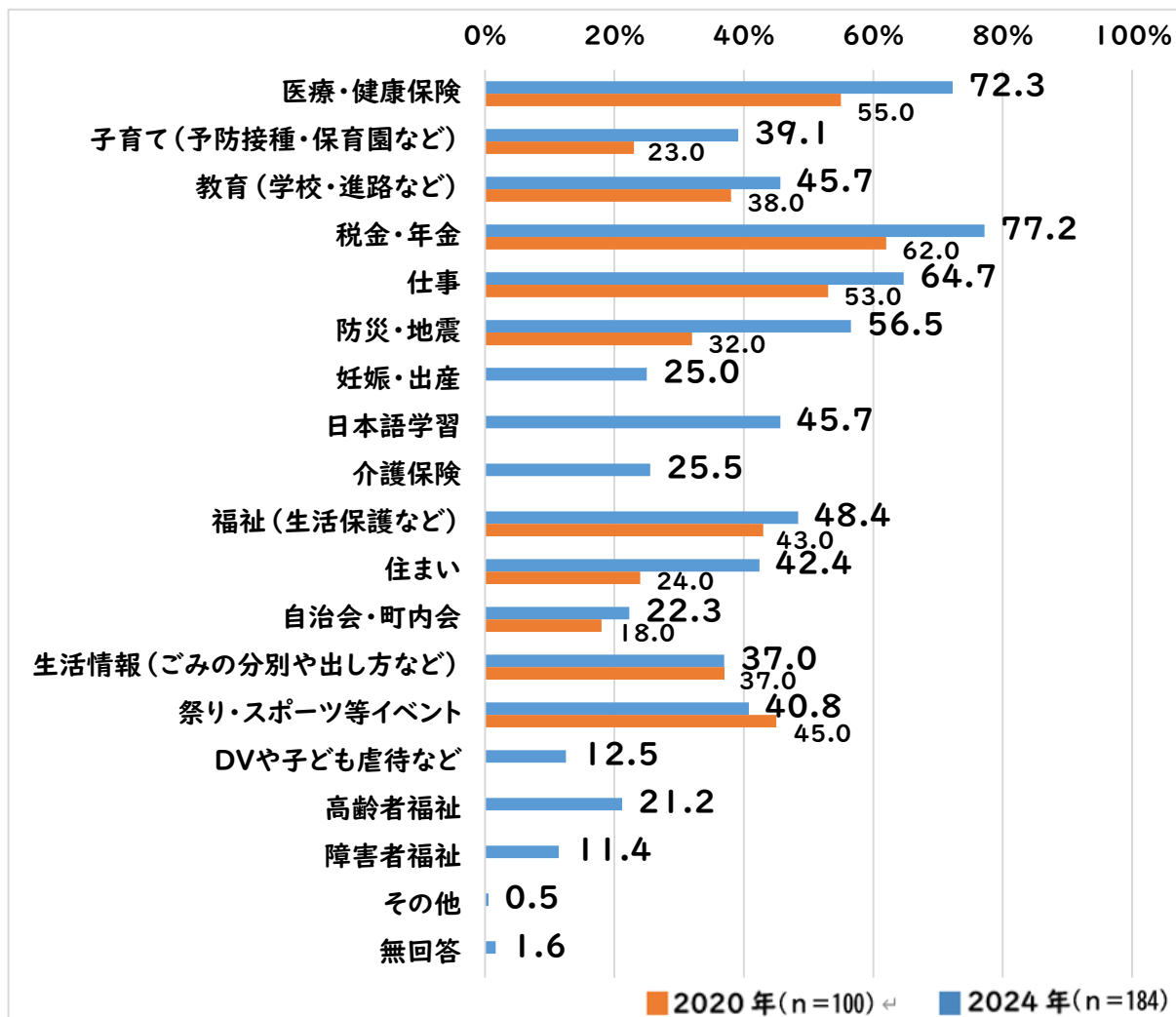
(n=496)

通訳・翻訳アプリの利用状況は、日本人住民と外国人住民で顕著な差が見られます。外国人住民の82.1%が「使う」または「よく使う」と回答しているのに対し、日本人住民では29.8%にとどまります。特に「よく使う」割合は外国人住民が33.2%と非常に高く、日本人住民の5.4%とは大きな隔たりがあります。この結果は、外国人住民にとって通訳・翻訳アプリが、言葉の壁を乗り越え、日常生活を送る上で不可欠なツールとなっていることを示唆しています。一方、日本人住民の約7割が「使わない」と回答していることから、普段の生活で不自由がなくアプリの必要性を感じていない人が多数を占めていると考えられます。

※2020年は調査していません。

## 2 安心して生活するための環境づくり

《外国人住民アンケート》どんな情報が必要か(当てはまるものをすべて回答)



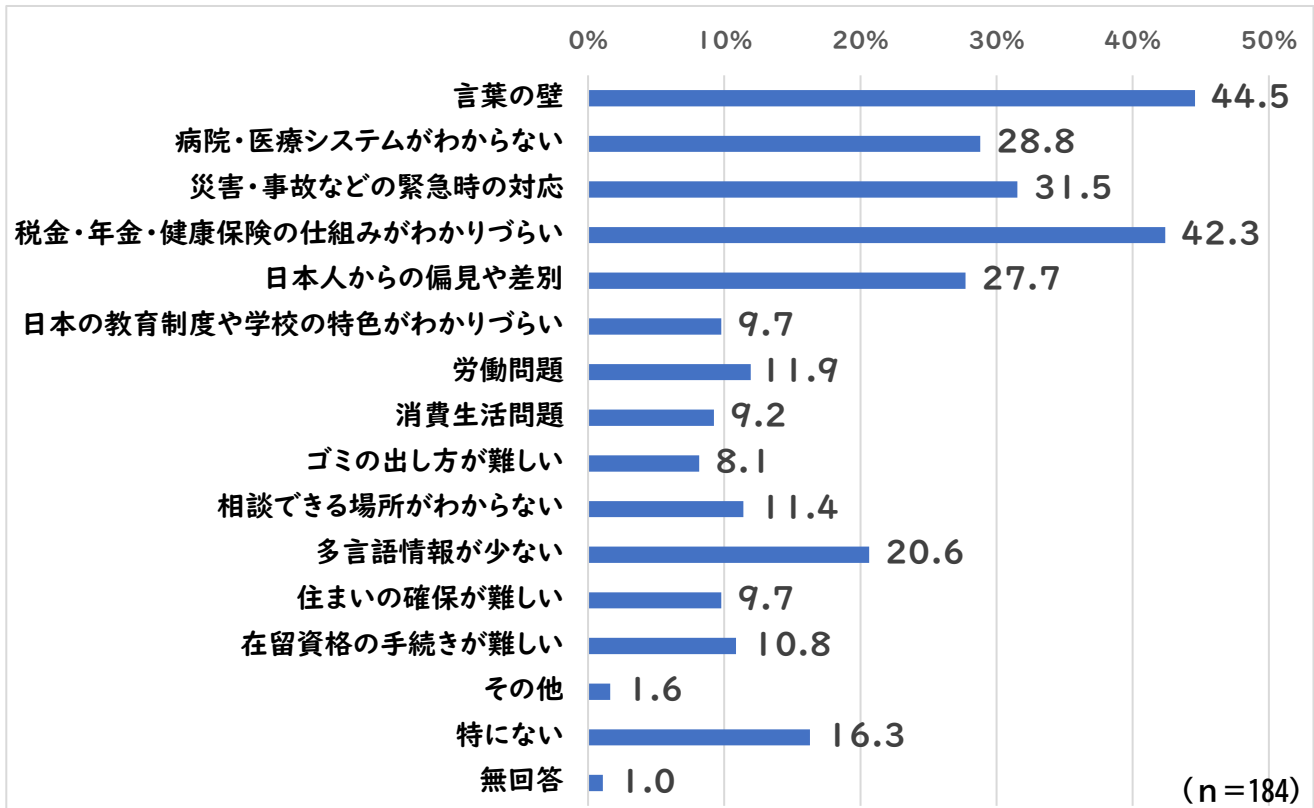
具体的に必要な情報の種類に関するアンケート結果をみると、「税金・年金」が77.2%と最も多く、次いで、「医療・健康保険」が72.3%、「仕事」が64.7%となっています。

外国人住民にとって、税金や年金、保険・福祉サービス、については、制度が複雑な上、母国との制度の違いから十分に理解しにくい現状があります。通訳者による支援が引き続き必要となる上、通訳者を介さなくてもわかりやすく説明ができるよう、「やさしい日本語」<sup>※6</sup>による対応が必要です。

※2020年調査には、「妊娠・出産」「日本語学習」「介護保険」「DVや子ども虐待など」「高齢者福祉」「障害者福祉」の選択肢がなく、2024年調査で追加したため、比較できません。

※6 「やさしい日本語」1995年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理し、難しい言葉を置き換え、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

《外国人住民アンケート》日常生活で困ったこと（いくつでも回答可）

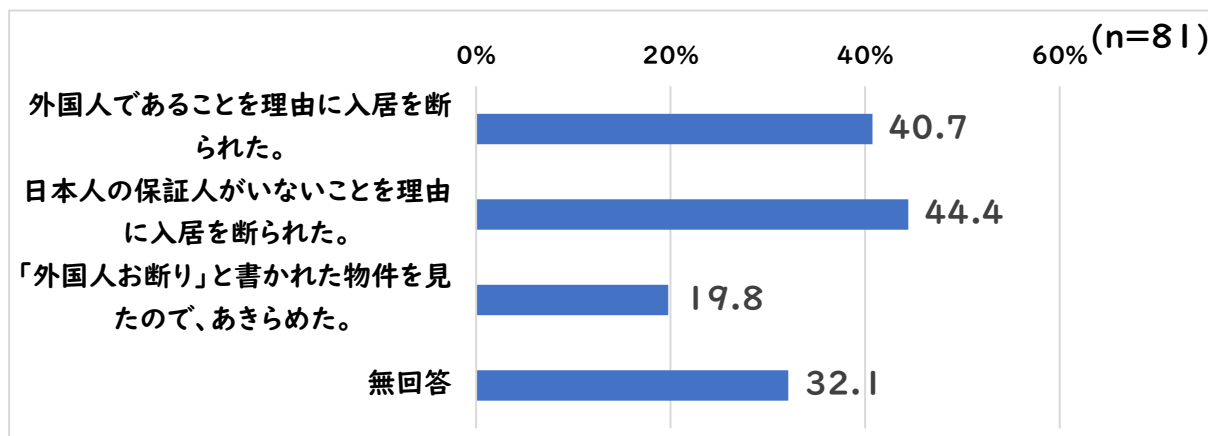


外国人住民の困りごとは多岐にわたりますが、多いのは「言葉の壁」の44.5%と「税金・年金・健康保険の仕組みがわかりづらい」の42.3%であり、生活の根幹に関わる部分での情報不足や理解の難しさが伺えます。これに「災害・事故などの緊急時の対応」の31.5%や「病院・医療システムがわからない」の28.8%が続き、生活の安全や健康維持においても不安を抱えていることが明らかです。

特に注目すべきは、「日本人からの偏見や差別」が27.7%と高いことです。これは、言語や制度といった具体的な障壁だけでなく、精神的な負担や人権に関わる問題が少なからず存在することを示しています。多文化共生社会の実現には、外国人住民が安心して暮らせる環境を整えるだけでなく、住民間の相互理解を深め、差別意識の解消に取り組むことが喫緊の課題と言えます。

※2024年調査で選択肢を変更したため、比較できません。

《外国人住民アンケート》過去5年の間に、住む家（マンション、アパートを含む）を探したことがある人で、経験したことがあること（いくつでも回答可）

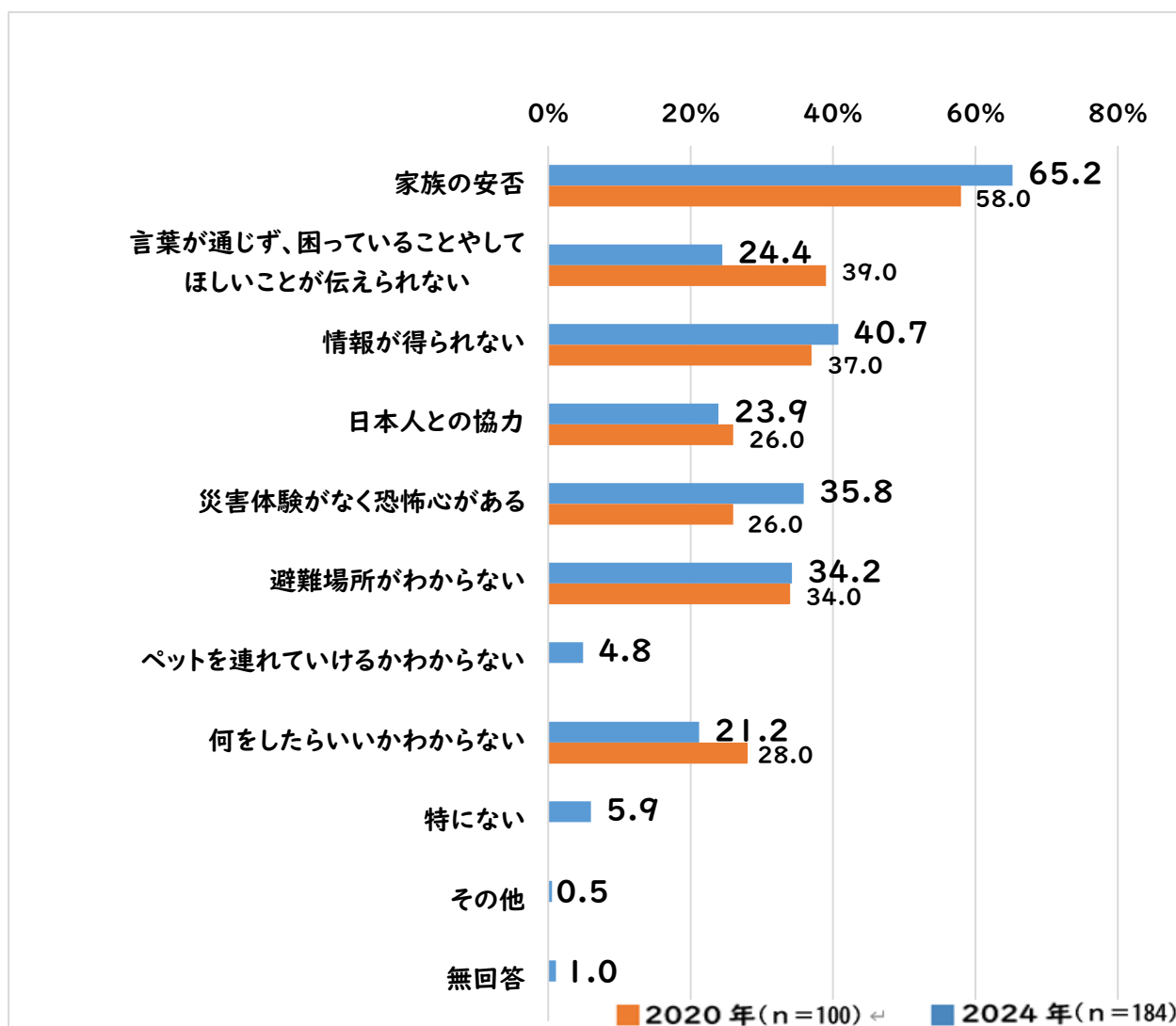


過去5年の間に住む家を探した際の経験をみると、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた。」が44.4%と最も多く、「外国人であることを理由に入居を断られた。」が40.7%、無回答が32.1%、「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、あきらめた。」が19.8%となっています。

この調査結果から、外国人が住宅探しにおいて高い割合で差別的な対応を受けている実態がわかりました。特に「保証人がいない」「外国人である」という理由で入居を断られるケースが多く、住宅確保が困難な状況にあります。また、「外国人お断り」と明記された物件の存在も、心理的な障壁となっています。これらは外国人の地域定着や生活の安定を妨げる深刻な課題であり、誰もが安心して住まいを探せる環境づくりが急務です。

※2020年は調査していません。

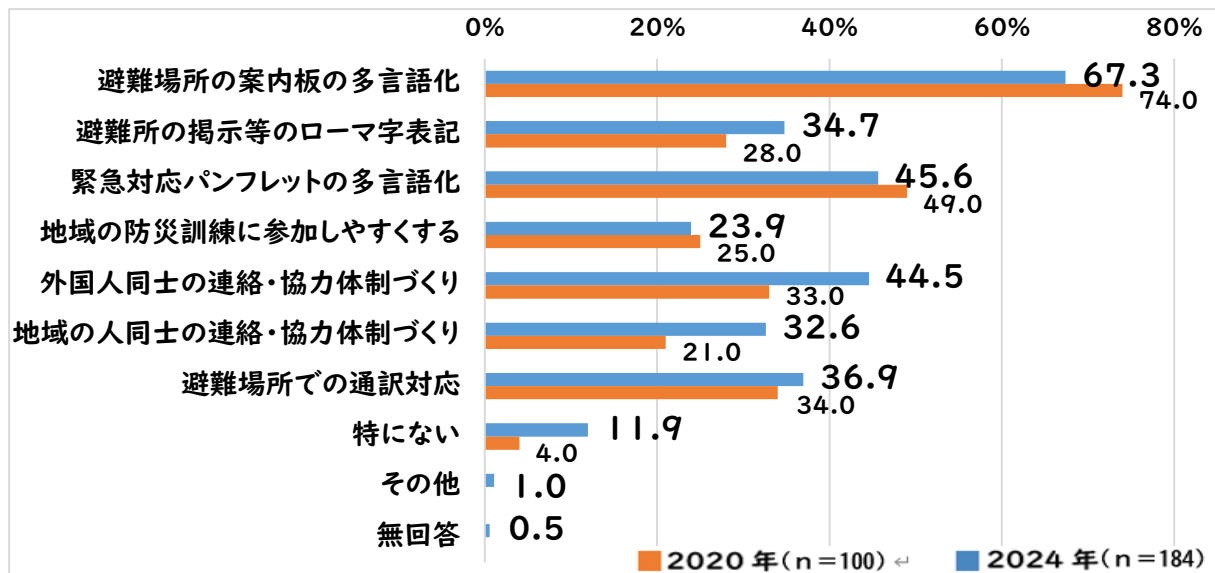
《外国人住民アンケート》災害や緊急時に心配なこと（いくつでも回答可）



災害や緊急事態が発生したときに最も心配することに関するアンケート結果をみると、「家族の安否」が65.2%と最も多く、次いで、「情報が得られない」が40.7%、「災害体験がなく恐怖心がある」が35.8%、「避難場所がわからない」が34.2%となっており、災害が起こったときの対応に不安を感じていることがわかります。

※2020年調査では「ペットを連れていけるかわからない」の選択肢がなく、2024年調査で追加したため、比較できません。

《外国人住民アンケート》災害に備えて、市にあるといいもの（いくつでも回答可）

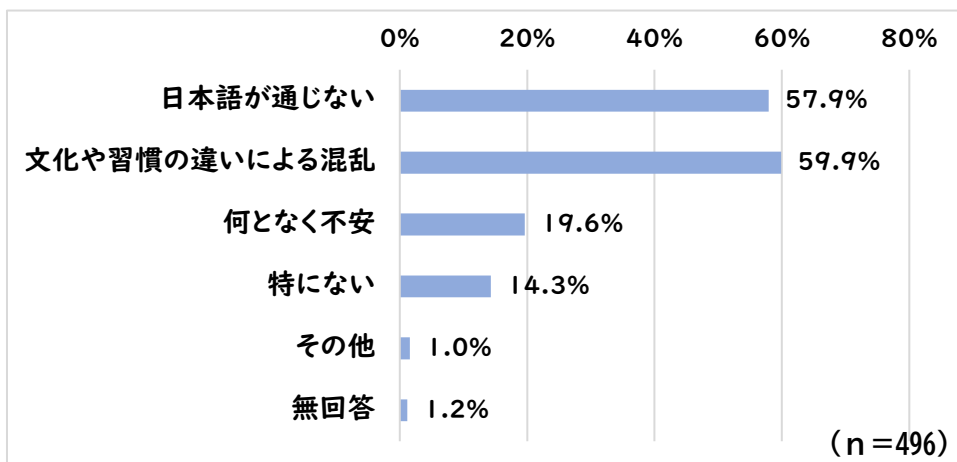


自然災害に備えて市が講じるべき対策については、2020年調査、2024年調査ともに「避難場所の案内板の多言語化」を求める声が多く、2024年調査では67.3%となっています。次いで、「緊急対応パンフレットの多言語化」が45.6%といずれも多言語、母語での情報を求めていることがわかります。

また、「外国人同士の連絡・協力体制づくり」が44.5%となっており、災害時に言葉や文化の壁から孤立することを懸念し、同じ境遇の外国人住民同士で助け合うことの重要性を認識しているためと考えられます。地域住民との連携も重要ですが、まずは自分たちで情報共有や支援を行う基盤を求める声が大いいと推測できます。

《日本人住民アンケート》

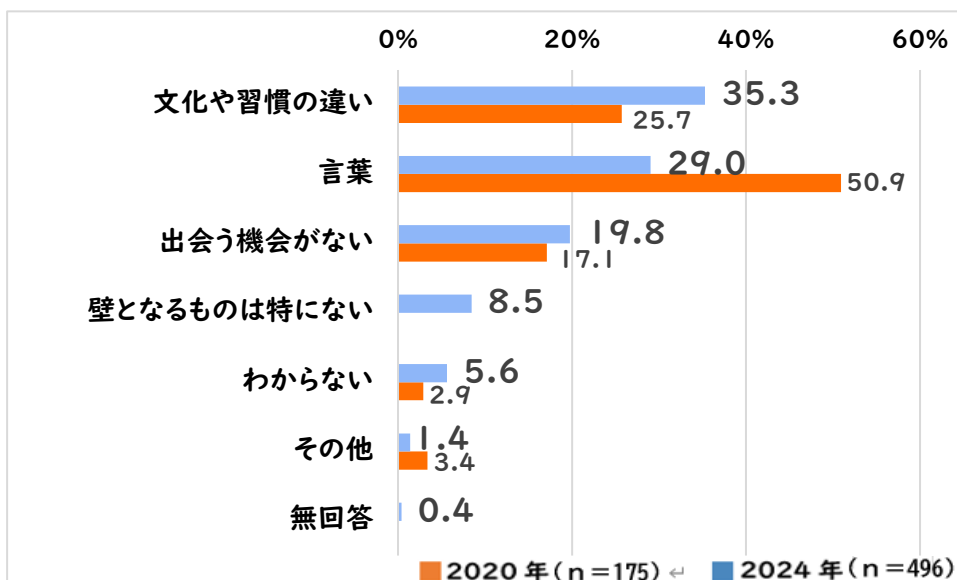
災害時、外国人住民と一緒に避難する上で不安に思うこと（いくつでも回答可）



※2020年は選択を1つのみに限定していたため、比較できません。

《日本人住民アンケート》

外国人住民との交流で壁になること、壁になると思われること



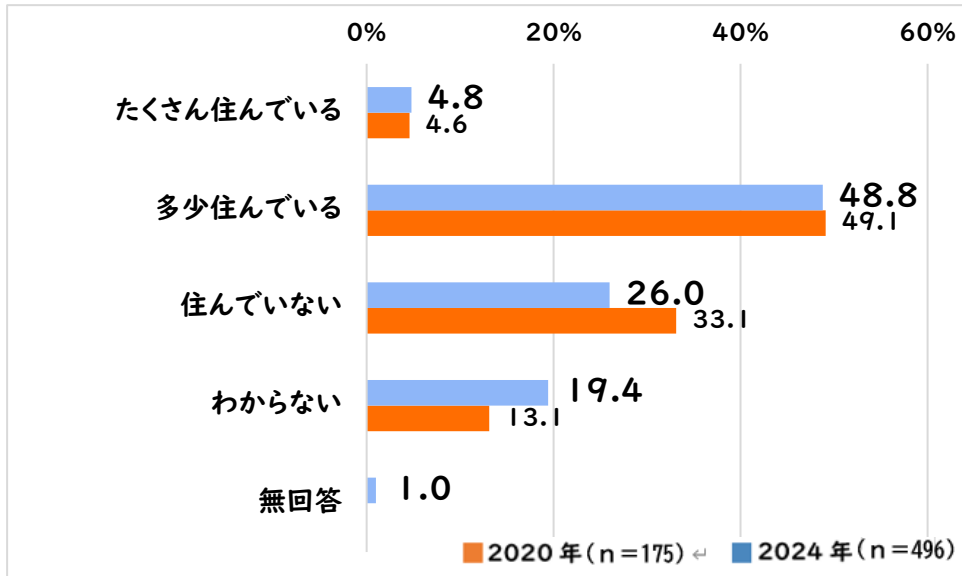
日本人住民アンケートでは、「文化や習慣の違い」が、災害時においては 59.9%、交流の壁になることにおいては 35.3%と最も高くなっています。

また、外国人住民向けのアンケートと同様に、災害のときに気になることは日本語が通じないことへの不安が 57.9%と高く、外国人住民との交流で壁となることについての問いにおいても、同じく言葉の違いが 29.0%となり、外国人住民、日本人住民双方が言葉に不安を持っていることがわかります。

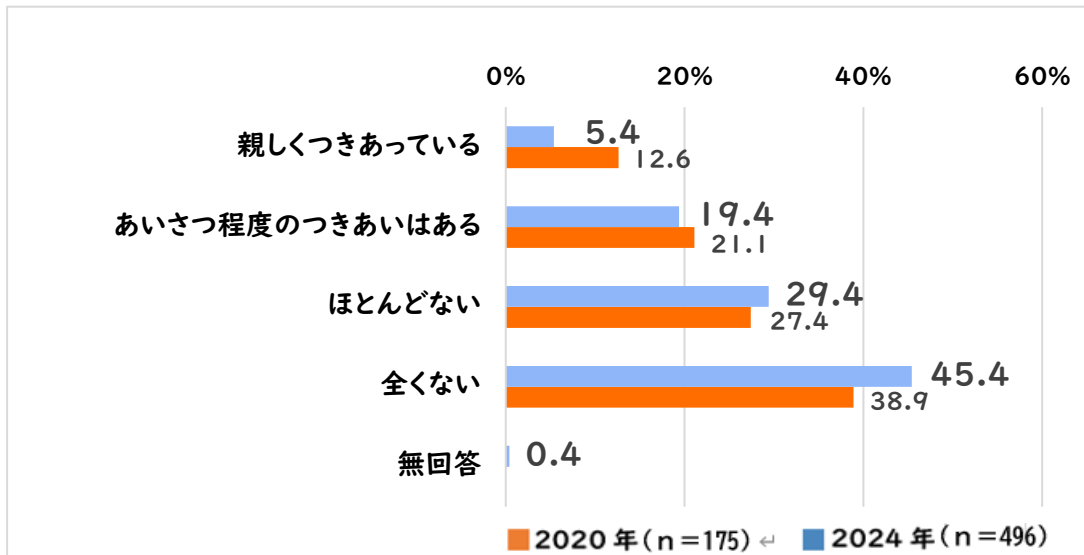
※2020年調査では「壁となるものは特にない」の選択肢がなく、2024年調査で追加したため、比較できません。

### 3 多文化共生の地域づくり

《日本人住民アンケート》  
近くに外国人住民が住んでいるか

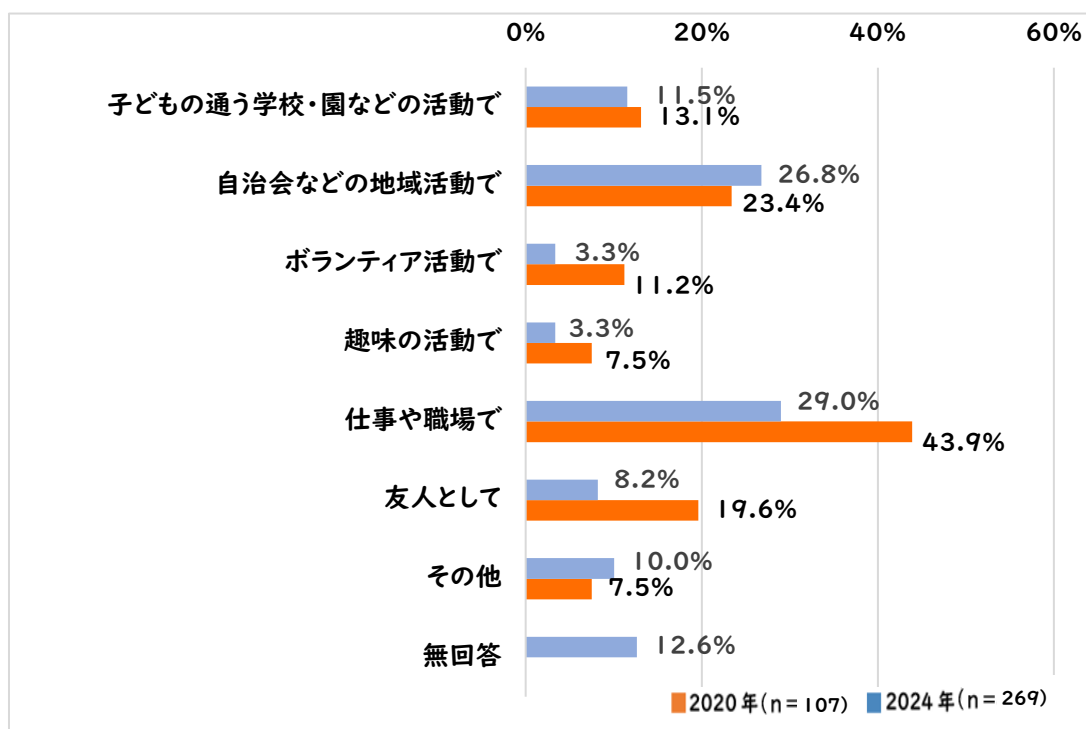


《日本人住民アンケート》  
外国人住民との付き合い



《日本人住民アンケート》

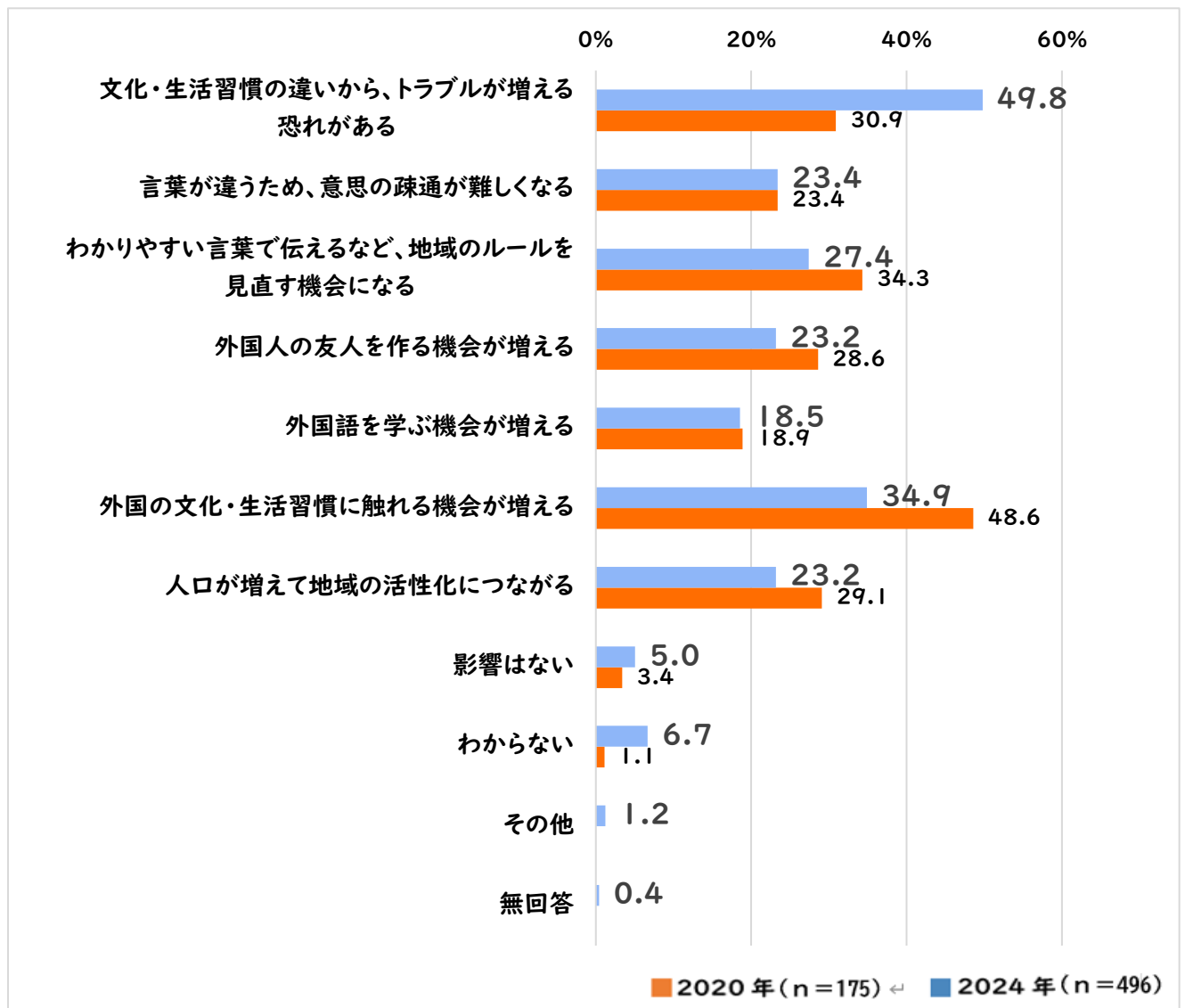
外国人住民と特にどんな付き合いがあるか（いくつでも回答可）



外国人住民が近くに住んでいるかについて、「たくさん住んでいる」「多少住んでいる」を合わせると53.6%となっているが、外国人住民との付き合いについて、「親しくつきあっている」が5.4%、「あいさつ程度のつきあいはある」が19.4%と何らかの関わりがある人が25%程度にとどまっていることがわかりました。

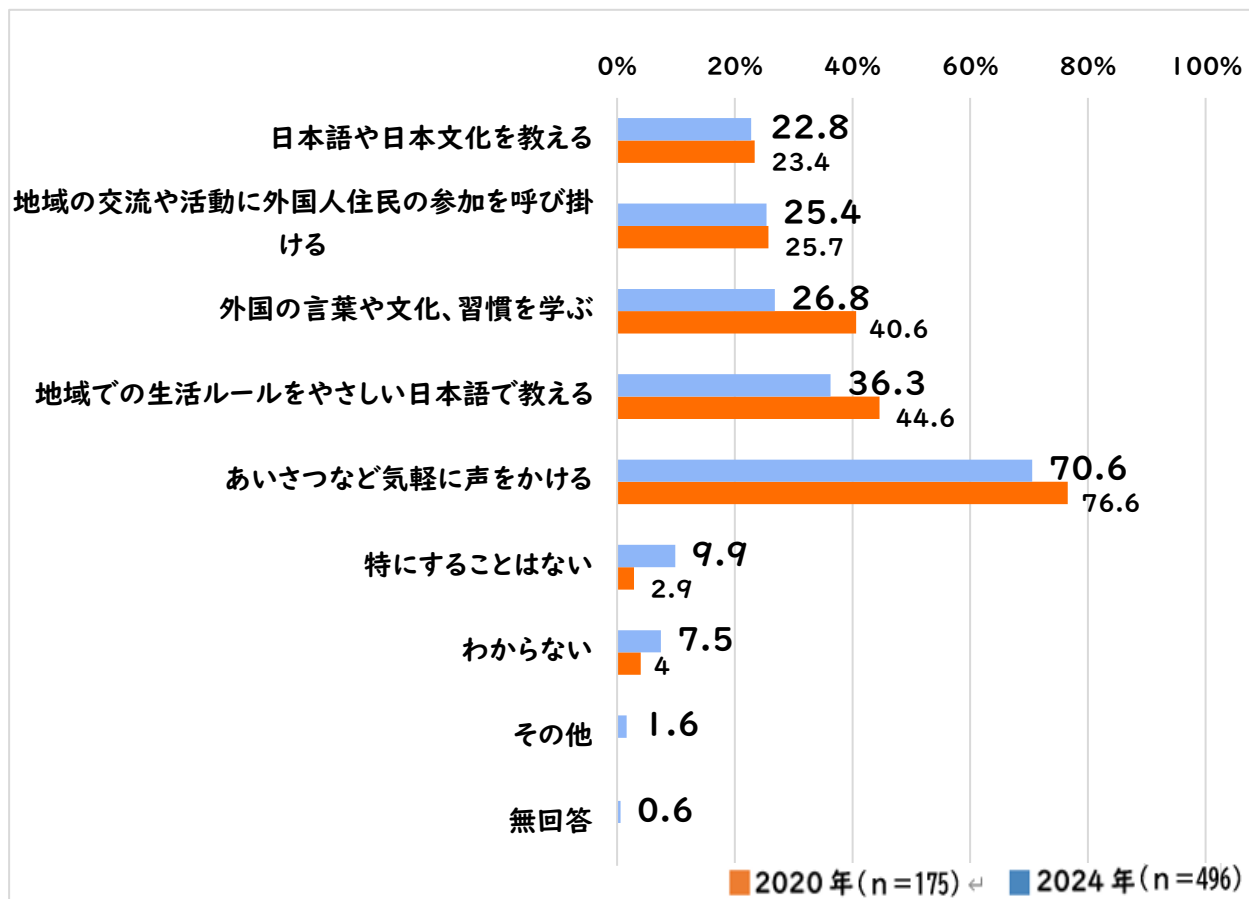
また、そのなかでも外国人住民との付き合いは、「仕事や職場」が29.0%と最も多く、次いで、「自治会などの地域活動」が26.8%、「子どもの通う学校・園などの活動」が11.5%となっています。

《日本人住民アンケート》地域に外国人住民が増えることをどう思うか（いくつでも回答可）

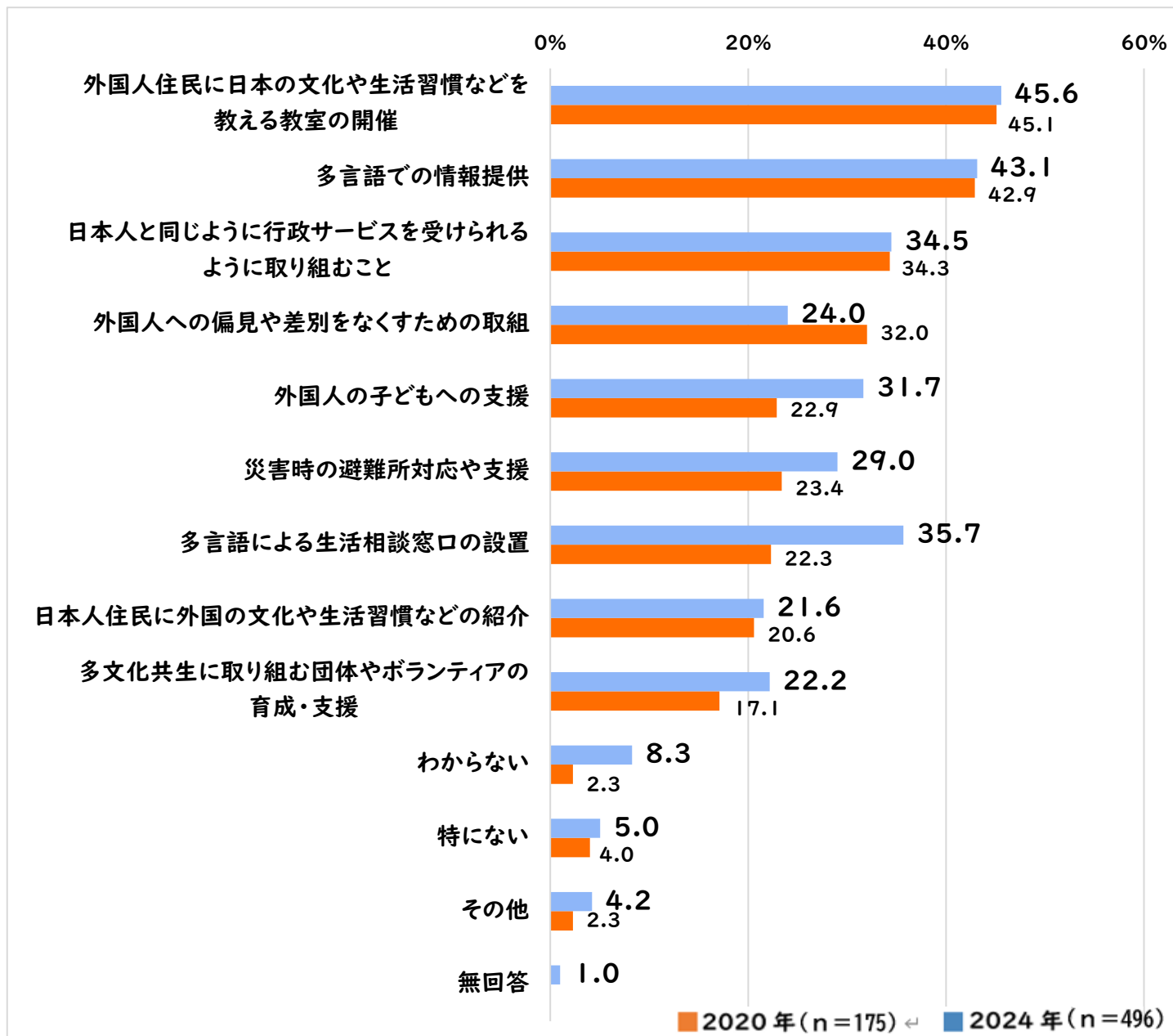


外国人住民増加に対する意識調査の結果をみると、プラスとマイナスの両面が混在していることがわかります。プラスイメージの回答としては、「外国の文化・生活習慣に触れる機会が増える」の34.9%が最も多く、次いで「人口が増えて地域の活性化につながる」の23.2%と「外国人の友人を作る機会が増える」の23.2%が並びます。これらの回答は、多様性を受け入れ、新たな交流や活力を期待する前向きな姿勢を示しています。また、「わかりやすい言葉で伝えるなど、地域のルールを見直す機会になる」27.4%という意見は、外国人住民の増加が地域社会の改善に繋がるという建設的な視点と言えます。一方で、マイナスイメージの回答では、「文化・生活習慣の違いから、トラブルが増える恐れがある」の49.8%が最も多く、次に「言葉が違うため、意思の疎通が難しくなる」の23.4%が続きます。これらの懸念は、円滑な共生社会を築く上での具体的な課題を浮き彫りにしています。全体として、外国人住民の増加は、地域に新たな価値をもたらす可能性を秘めているものの、文化や言語の壁から生じる摩擦への懸念も大きいことが見てとれます。

《日本人住民アンケート》日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作る  
ために、あなたができること（いくつでも回答可）



《日本人住民アンケート》日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作るために、市が力を入れると良いと思うこと（いくつでも回答可）



ともにいきいきと暮らせる社会を作るために、日本人住民が自分にできることとしては「あいさつなど気軽に声をかける」が 70.6%と最も多くなっており、日常的な交流の重要性が強く認識されています。

また、市が力を入れると良いと思うことは、「外国人住民に日本の文化や生活習慣などを教える教室の開催」が 45.6%と最も多くなっていることから、外国人住民への行政情報以外の情報提供が求められていることがわかります。

## 第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

---

### 1 プランの基本理念

---

「ともにいきいきと暮らせるまち ひこね」

ともに … すべての市民がお互いを尊重し合う関係  
いきいきと … 一人ひとりの個性が発揮される

### 2 プランの趣旨・目的

---

本市では、彦根市多文化共生推進プランを策定するにあたって、「市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくり」を目的としています。

そのためには、外国人住民に必要な支援をするとともに、すべての市民が多文化共生の当事者であることを自覚して、主体的に関わっていくことが求められます。

### 3 多文化共生の意義

---

#### (1) 外国人住民の社会参画を促進すること

すべての市民が互いの立場や文化的背景を尊重し合う関係を築くことにより、だれもが自らの特性を活かして、地域社会に積極的に関わることが可能になります。

#### (2) 外国人住民の人権保障

多文化共生のまちづくりの推進は、「彦根市人権施策基本方針」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致します。外国人の人権を保障することをはじめ、お互いの立場や文化的背景を認め合うことは、一人ひとりの個性を大切にする意識を高め、地域社会全体の人権意識の向上にもつながります。

#### (3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと

多文化共生社会とは、外国人住民に必要な支援をするということにとどまらず、ユニバーサルデザイン<sup>※7</sup>の視点を含めた地域づくりのことであり、市民や社会全体が協働・連携していくことにつながります。

---

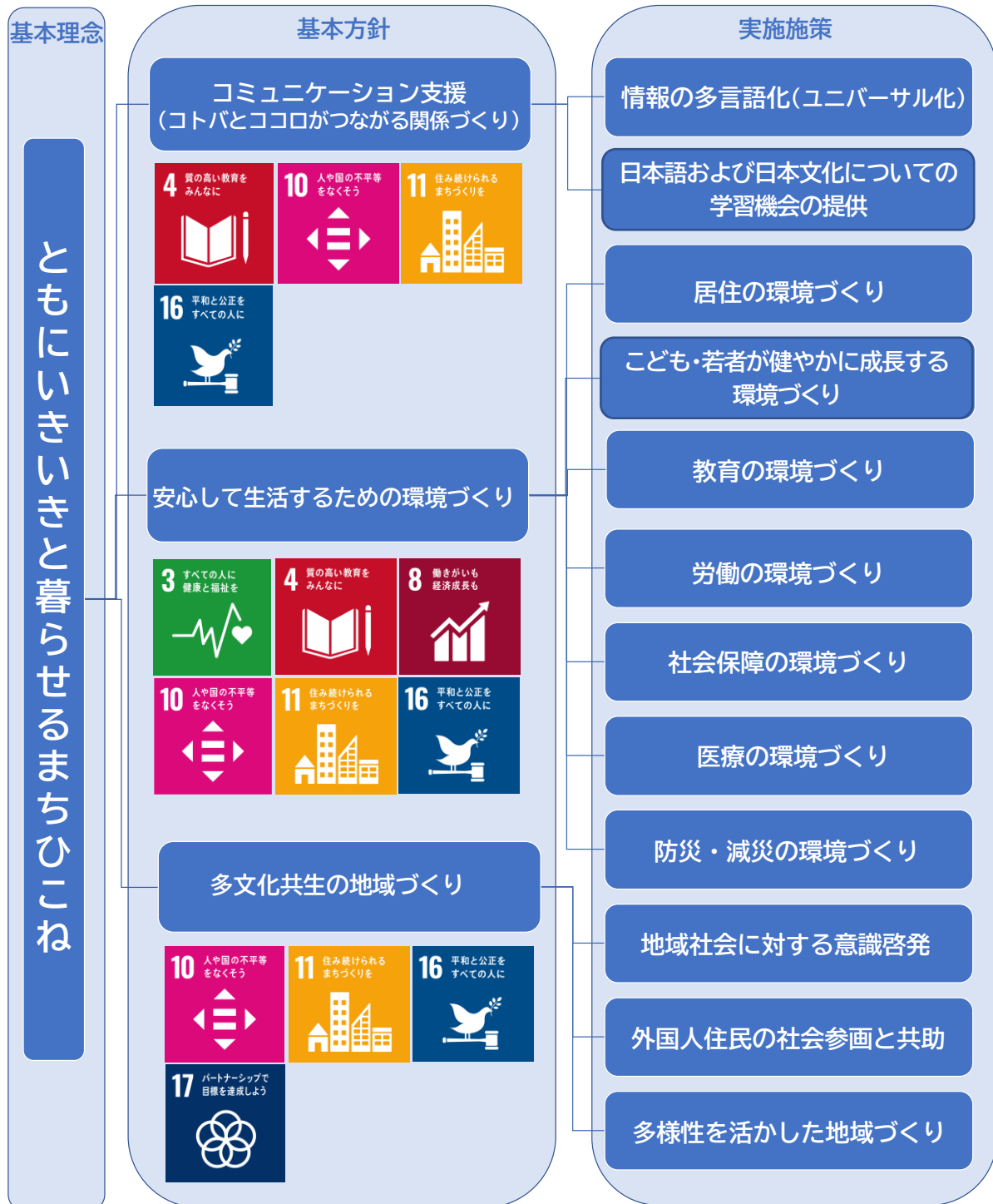
<sup>※7</sup> ユニバーサルデザイン 年齢や性別、文化や言語の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように配慮した環境をつくること。

#### (4) 地域社会に新しい活力が生まれること

外国人住民が対等に社会参画することによって、これまで以上に新しい発想やアイデアを生み出す原動力となります。お互いが豊かな国際感覚を身につけることは、グローバル化が進む地域社会を支える新しい活力につながります。

## 4 プランの体系

基本理念を実現するため、3つの基本方針ごとに現状と課題を整理し、今後取り組むべき施策を次の通り設定します。



## 5 5年間の取組成果

- 継続して取り組んだもの・・・2021年度より前から取り組んでいたものを引き継いで取り組んだもの
- 拡充して取り組んだもの・・・2021年度より前から取り組んでいたものの内容を充実させて取り組んだもの
- 新規で取り組んだもの・・・2021年度以降に新たに取り組んだもの

### コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

- 継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
①	「ごみカレンダー」の多言語化	ポルトガル語・英語・中国語・ベトナム語(以下「4言語」という)を作成し、配布しました。	生活環境課 清掃センター
②	税情報の多言語化	税関係の文書を翻訳したほか、納税相談には通訳とともに対応しました。	税務課 納税課
③	「外国人転入パック」の配布	転入してきた外国人住民が困らないよう必要情報を翻訳し、配布しました。	ライフサービス課
④	施設案内の多言語化	新設部署を多言語で表示しました。	公有財産管理課 病院総務課
⑤	日本語教室の開催	ボランティアによる日本語教室を定期的、継続的に開催しました。	市民団体
⑥	「ごみの分別シート」の多言語化	2019年度(令和元年度)からは3言語版に加え、ベトナム語版も作成し、転入者に配布しました。	生活環境課 清掃センター
⑦	災害・防災情報の多言語化	台風などの災害時において、国や県などが作成した多言語情報やリソースを活用しました。	人権政策課
⑧	外国人住民モニターを設置	年に2回外国人住民の意見を直接聞く機会を設けました。	人権政策課
⑨	翻訳機の導入	翻訳機を8台導入し、窓口担当部署に設置しました。	人権政策課

==転入パックってなに?==

転入して来られた外国人住民が彦根市での生活に困らないように、ごみカレンダーや生活ガイド、広報ひこねなどの生活情報に加え、防災マニュアル・ハザードマップなどの防災情報などをひとまとめにして渡しているものです。



==多言語版広報ひこね==

●拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
10	多言語版広報ひこねの発行	毎月ポルトガル語・英語・中国語の 3 言語(以下「3 言語」という)に加え、2022 年(令和4年度)からはベトナム語版も作成して発行しました。	人権政策課
11	生活ガイドの発行	年に 1 回、3 言語、「やさしい日本語」、2023 年(令和 5 年度)からはベトナム語版も発行しました。	人権政策課
12	通訳・相談機能の整備と充実	外国人住民のニーズに合わせ、3 言語の通訳者に加え 2022 年(令和4年度)からベトナム語通訳を配置し、各課へ派遣しました。	人権政策課
13	ホームページの多言語化	2024 年度(令和 6 年度)のホームページリニューアルにより自動翻訳機能の精度を上げました。またベトナム語版のトップページも作成するなど、外国人住民のニーズに対応しました。	広報戦略課
14	多言語版 Facebook の活用	2018 年度(平成 30 年度)に Facebook を 3 言語と日本語で立ち上げ、2022 年(令和4年度)からはベトナム語版も立ち上げ、タイムリーな情報提供を行いました。	人権政策課
15	自治会活動への参画支援	転入した外国人住民に自治会の目的や役割について 4 言語で情報提供しました。	まちづくり推進課

●新規で取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
16	一元的相談窓口の設置	「ひこね外国人相談センター」を2か所開設し、外国人住民のニーズに対応できるよう相談員を設置しました。	人権政策課

==外国人住民モニターってなに?==

彦根市に住む外国人住民の声を、市の施策に反映させるため、年に 2 回テーマを決めて会議をしています。

また、会議以外でも外国人住民の視点での意見を各課から聞かれた時には、それぞれ周りの外国人住民の声を聞くなどして提案しています。



==外国人住民モニター会議==

## 安心して生活するための環境づくり

### ●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
17	保育・母子保健情報の多言語化	「保育所利用案内」や「子育てガイドブック」、申請書などを翻訳したほか、必要に応じて通訳者とともに対応しました。	幼児課 こども若者支援課 母子保健課
18	子育て関係機関との連携	外国人住民の親子が孤立した結果、虐待やDVにつながるなどがないよう、関係機関と連携して、相談窓口につなげる環境づくりを行いました。	こども若者支援課
19	外国人児童・生徒支援員の配置	ポルトガル語・タガログ語の外国人児童・生徒支援員を配置し、学校との情報共有により外国人児童・生徒の状況・ニーズを把握し、対応しました。	学校支援・人権・いじめ対策課
20	放課後児童クラブ関係書類の多言語化	放課後児童クラブ関係書類を翻訳し、利用しやすくなるよう環境を整えました。	生涯学習課
21	国制度や情報等の活用	国の補助事業や「外国人児童・生徒受入れの手引」を活用しました。	学校支援・人権・いじめ対策課
22	市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもの実態把握	定期的な実態調査により、市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもが不就学とならないよう働きかけました。	学校支援・人権・いじめ対策課
23	「母語教室」の開催	ポルトガル語の「母語教室」を開催しました。	人権政策課
24	「子ども多文化クラブ」の開催	長期休暇期間中における外国につながりを持つ児童・生徒の孤立を防ぐため、夏休みと冬休みにネットワークづくりができる場として「子ども多文化クラブ」を開催しました。	人権政策課
25	日本語指導の整備	日本語指導が必要な児童・生徒に対応するため、県費の支援のない1人在籍校についても市費で日本語指導支援員を配置しました。	学校支援・人権・いじめ対策課
26	国際理解教育の推進	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町からなる「湖東定住自立圏」の多文	人権政策課

		化共生推進の取組として、小中学校のみならず、地域等においても国際理解教育プログラムを実施しました。	
27	教職員への多文化共生研修の実施	人権教育指導者育成講座において多文化共生をテーマに研修をしました。	学校支援・人権・いじめ対策課
28	企業に対する啓発活動の推進	外国にルーツを持つ人など多様性を内容とした企業向け人権啓発資料「Be Happy」をHPに掲載し、啓発しました。	人権政策課
29	医療機関における多言語情報の提供	休日急病診療所や市立病院で使用する申請書や通知を翻訳しました。また、医師会と連携し、多言語問診票を活用しました。	健康推進課 医事課
30	防災情報の多言語化	「彦根市民防災マニュアル」や各種「ハザードマップ」を多言語に翻訳しました。	危機管理課
31	外国人住民孤立の防止	ポルトガル語通訳を雇用し、必要に応じて通訳者とともに対応しました。	社会福祉課
32	社会保障制度情報の多言語化	ひとり親家庭や障害者などに関連する社会保障や医療・年金制度等の情報を多言語に翻訳し、提供しました。	こども若者支援課 障害福祉課 保険年金課 保険料課
33	防災訓練での「やさしい日本語」活用	防災訓練において「やさしい日本語」を利用した避難所開設運営訓練を実施しました。	危機管理課
34	市営住宅入居関係書類の多言語化	「市営住宅入居募集案内冊子」や「入居のしおり」を3言語に翻訳し、情報提供しました。	住宅課
35	地域生活における多言語化支援	彦根市補助事業等説明資料で地域の外国人住民に配布する文書などの外国人支援について情報提供しました。	まちづくり推進課
36	保育園への翻訳機の導入	2020年度(令和2年度)に保育所等に翻訳機を導入し、活用しました。	幼児課
37	関係機関との連携による支援体制の充実	社会福祉協議会やNPO団体などと連携し、支援体制の充実を図りました。	社会福祉課
38	くすのきセンターへの翻訳機導入	2020年度(令和2年度)に翻訳機を導入し、健診時や窓口等で活用しました。	健康推進課
39	救急通報時および現場での多言語対応	2020年度(令和2年度)から救急通報時および現場対応時に三者間通話による多言語通訳の運用を開始しました。	通信指令課 警防課



==母語教室==



==子ども多文化クラブ==

●拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
40	医療通訳者の配置	市立病院でポルトガル語の医療通訳者を配置しました。また、Mediphone を3台導入しました。	医事課
41	救急医療における多言語対応	「多言語版救急時情報収集シート」を救急出動時に活用しました。 また、救急ボイストラを導入しました。	警防課
42	避難場所誘導看板等の多言語化	「災害種別避難誘導標識システム」 <sup>※8</sup> に従い、英語併記により避難誘導看板の多言語化を図りました。	危機管理課
43	自治会活動への参画支援	転入した外国人住民に自治会の目的や役割について4言語で情報提供しました。	まちづくり推進課
44	市立病院への翻訳機の導入	2020 年度(令和 2 年度)に翻訳機を導入、2024 年度(令和 6 年度)に3 台追加し、救急センターなどでも活用しました。	医事課

※8 「災害種別避難誘導標識システム」 災害が予想される地域において、その災害について日常的に情報として表記または発信し、災害が発生したときに影響を受ける地域の人々に警告し、速やかに避難誘導させることを目的とする災害別の標識システムのこと。

## 多文化共生の地域づくり

### ●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
45	多文化共生に関する啓発の推進	まちづくり懇談会において地域での啓発を行ったほか、市職員の研修において啓発をしました。	人権政策課
46	国際交流事業の実施	彦根市国際協会の協力を得て、使節団の相互派遣や姉妹都市との記念事業を通して交流を深めました。	広報戦略課
47	公民館の利用促進	「生活ガイド」に公民館の利用に関する情報を掲載し、利用促進を図りました。	生涯学習課
48	国際交流サロンの設置	国際交流サロンを設置し、外国人住民と日本人住民、また国籍を超えた交流の場を提供しました。	人権政策課
49	自治会活動情報の多言語化	地域で暮らす外国人住民が困らないよう、自治会の回覧板等の翻訳をしました。	人権政策課 まちづくり推進課
50	外国人住民の地域参画	外国人住民も多文化共生サポーターに登録し、地域に住む外国人住民のサポートをしました。	市民 人権政策課
51	外国の文化や習慣に触れる機会の創出	2018年度(平成30年度)よりホームステイバンクを設置しました。	広報戦略課
52	市施設の利用方法等の情報提供	生活ガイドやホームページ、Facebookを活用し周知を図りました。	人権政策課

### ●拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
53	観光マップ、パンフレットの多言語化	パンフレットなど観光情報を多言語化し、多言語音声ガイドを採用しました。	観光交流課
54	観光情報の多言語による情報発信	2019年度(令和元年度)に観光情報を提供する Facebook を英語と中国語で作成し、2022年度(令和4年度)にはアラビア語を追加しました。	観光交流課

## 多文化共生施策の推進

### ●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
55	彦根市市内多文化共生推進会議の開催	年に 1 回、市内の関係課と連携し、課題解決に努めました。	人権政策課
56	「湖東定住自立圏」での連携	「湖東定住自立圏」の人材育成部会において、国際理解教育事業などを通し、地域の多文化共生を促進しました。	人権政策課
57	プランの進行管理	年に 2 回「彦根市多文化共生推進委員会」を開催し、プランの進捗管理を行いました。	市民、市民団体 人権政策課

## 第4章 展開

### 1 コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

#### (1) 情報の多言語化(ユニバーサル化)

##### 【現状と課題】

外国人住民に行ったアンケートによると、情報入手手段はインターネットによる情報入手が最も多く、次いで外国語版の広報紙となっており、生活に必要な情報を得る手段が多様化しています。

本市では、「広報ひこね」をポルトガル語・英語・中国語・ベトナム語で月1回発行し、健診や税金や年金の支払いなどの必要な市の情報を発信するとともに転入者が困らないよう、ポルトガル語・英語・中国語・ベトナム語・「やさしい日本語」で「生活ガイド」を作成し、生活に必要な情報をごみに関する情報などと併せて転入パックとして配布しています。また、ホームページ上でも必要な情報にアクセスできるよう、多言語版のホームページを作成し、市の窓口での手続き情報のほか、ごみの出し方などの生活情報、災害時に必要な情報などを掲載しています。さらに、Facebook を活用し、行政情報等を発信することでタイムリーな情報を外国人住民にお届けしています。なお、本市では、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語の通訳者を配置しています。

アンケート結果から、日本語で仕事や学業が問題なくできる、日常的な会話や簡単な読み書きはできる外国人住民は合わせて68%であった一方で、簡単な会話やあいさつ程度はできるが、読み書きは難しい、または日本語がほとんどできない外国人住民が合わせて約29%いることがわかりました。また、市役所から情報を得る最も簡単な方法としては「やさしい日本語」が約60%と最も多く、次いで「動画」となっており、外国人住民に生活に必要な情報を伝えるためには、わかりやすく伝える必要性を理解し、多言語化のみに頼ることなく、やさしい日本語や図、動画を使用するなど、理解しやすい情報を発信する必要があります。

##### 【方向性】

- 外国人住民に対して、行政の各窓口における多言語などによる情報提供を図るとともに、多様なメディア媒体も活用して、市民生活に必要な情報提供を推進します。
- 外国人住民が必要な情報に適切にアクセスできるよう推進します。
- 通訳者のいない言語についても、翻訳ツールを活用することで多言語化を図ります。
- 外国人住民向けの相談窓口を充実させて、相談体制を維持・向上させます。
- 多言語に対応する通訳員のほか、生活に関する相談件数が増加傾向にあることから、一元的相談窓口の設置を推進します。
- 庁舎や公共施設などの案内を多言語、「やさしい日本語」などにして、分かりやすい表記を進めます。
- 「彦根市多言語提供時の4つのポイント」に基づいて、情報提供を進めます。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
情報提供の 推進	1	「彦根市多言語提供時の4つのポイント」を意識して情報提供します。 (広報戦略課)
	2	「広報ひこね」「生活ガイド」を多言語に翻訳します。 (人権政策課)
	3	ごみに関する情報を必要に応じて多言語に翻訳します。 (生活環境課、清掃センター)
	4	税に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (税務課)
	5	納税・保険料に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (債権管理課、保険年金課)
	6	外国人住民モニター会議を開催します。 (人権政策課)
	7	市HP(ホームページ)を多言語に翻訳します。 (広報戦略課)
	8	彦根市に入居する外国人住民向けに必要な情報をまとめた「外国人転入パック」を作成し、入居時に配布します。 (ライフサービス課)
	9	インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)、ラジオなどのメディアを活用して、多言語に翻訳された行政情報や、多言語で対応されている相談窓口の案内などを広く発信します。 (人権政策課)
	10	多言語や「やさしい日本語」で行政情報や案内などを、動画を使って広く発信します。 (人権政策課)
	11	情報の収集・提供の際には、各省庁、他の自治体、関係機関などが作成した多言語情報やリソースを積極的に活用します。 (人権政策課)
	12	外国人住民のニーズに対応できるよう、彦根市で対応する言語を随時検討します。 (人権政策課)
	13	外国人住民の転入時に、「ひこね外国人相談センター」で生活オリエンテーションを行います。 (人権政策課)

通訳・相談機能の整備と充実	14	外国人住民のニーズに合わせた通訳員を配置します。  (人権政策課)
	15	外国人住民のニーズに対応できるよう、相談員を配置します。  (人権政策課)
	16	外国人一元的相談窓口を設置します。  (人権政策課)
	17	通訳や窓口業務にあたる職員を対象とした相談研修を実施します。  (人権政策課)
施設の案内をわかりやすく表記	18	ホームページに庁舎案内を「やさしい日本語」で掲載します。  (公有財産管理課)
	19	新設部署名を多言語で表示します。  (公有財産管理課)
	20	病院内の新設部署名を多言語で表示します。  (病院総務課)

## (2) 日本語および日本文化についての学習機会の提供

### 【現状と課題】

言葉に不安を持つ外国人住民が地域でのコミュニケーションを図れず、生活に必要な情報を得られないことがあります。アンケート結果からも日常生活で困っていることは「言葉の壁」が 44.5%と最も多くなっていることから、外国人住民が地域でともにいきいきと暮らすためには、地域住民とコミュニケーションを図ることができるよう、日本語を学ぶことや日本の文化や習慣などを理解することが必要です。

外国人住民に対して、日本で暮らしていくために必要な生活言語として日本語の学習機会を幅広く提供することが求められています。2019年(令和元年)には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、各自治体においても日本語教育の充実が努力義務化されています。また、在留資格の更新において日本語能力が求められる場合があり、そのための日本語学習のニーズも高まっています。

日本語教室は、日本語を習得するだけでなく、日本社会との接点を生み出し、外国人住民同士の交流の場、拠りどころと位置づけることもできますが、労働環境などにより、日本語教室に参加できない外国人住民もいます。

一方で、日本語教室は地域のボランティアや市民団体に支えられており、持続的な活動をするためには、ボランティアの育成や外国人を雇用する企業などの関係機関との連携を進める必要があります。

### 【方向性】

- 日本語や日本の文化などについて学べるよう、継続的な日本語教室の運営を支援します。

- 学習機会を多く創出するために、日本語ボランティアの担い手を増やします。
- 多様な外国人住民のニーズに応えるため、企業などの関係機関などとの連携に努めます。
- 国等が実施しているオンラインによる日本語学習の周知に努めます。

#### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
日本語教室の開催と連携体制の推進	21	日本語ボランティアや市民団体による日本語教室を定期的、継続的に開催します。 (市民団体、人権政策課)
	22	指導方法や学習者のニーズなどの情報共有を図るなど、市内の日本語教室や関係機関との意見交換会を実施します。 (人権政策課、市民団体)
日本語ボランティアの育成	23	市民団体や大学などと連携して、日本語ボランティアの担い手を増やします。 (人権政策課、市民団体)
関係機関などとの連携	24	日本語教室や外国人を雇用している企業などとの協働によって日本語教育の充実を図ります。 (人権政策課)

## 2 安心して生活するための環境づくり

### (1) 居住の環境づくり

#### 【現状と課題】

本市では、多言語版の広報ひこねを通じて年に3回市営住宅の募集を案内しているほか、外国人住民も利用できるよう「市営住宅入居募集案内冊子」や「新規入居者向け入居のしおり」を翻訳し、ポルトガル語・英語・中国語の3言語で情報提供しています。近年、住宅を購入する外国人住民も増えていますが、外国人住民が賃貸住宅の契約をする際には、依然として外国人であることを理由に敬遠されてしまうなどの事例が見られます。アンケートの結果からも、過去5年間に住居を探したことがある外国人住民が、日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られたり、外国人であることを理由に入居を断られたという経験をした方が40%を超えていることがわかります。住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先が見つけられるように支援することが求められます。外国人であることを理由とした入居の拒否は、人権に関わる不当な差別です。市として、こうした不当な差別を解消するため、不動産関係者や市民に対し、多文化共生社会の実現に向けた理解促進と、入居差別防止のた

めの啓発活動をしていく必要があります。

外国人住民が地域社会の中で、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないことなどから、地域とのつながりが希薄なまま生活している場合や地域住民との間にトラブルが生じるおそれもあり、地域において外国人住民との交流を深めることが必要です。

【方向性】

- 住宅入居に関する情報を多言語化して、外国人住民への情報提供を推進します。
- 自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
住宅・入居に関する情報の多言語化と提供	25	「市営住宅入居募集案内冊子」を多言語に翻訳します。  (住宅課)
	26	各省庁、他自治体、関連団体などが作成する多言語情報(「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」など)を積極的に活用して、企業があんしん賃貸支援事業に登録するよう、利用啓発などとして働きかけます。  (人権政策課)
自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画	27	外国人住民向けに、自治会や町内会の目的や役割についての文書を作成・翻訳し、「外国人転入パック」に入れて配布するほか、窓口への設置や自治会等への配布を行います。  (まちづくり推進課)
	28	各自治会に対して、外国人住民や多文化共生に関する情報を提供します。  (まちづくり推進課)

(2) 子ども・若者が健やかに成長する環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の定住化が進む中、妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目ない支援が求められています。市は「子ども・若者の元気・学び・育ち そして夢をみんなで応援するまち」という基本理念のもと、すべての子どもが安心して育つことができる環境づくりを推進しています。

保育や母子保健に関する、「保育所利用案内」や「子育てガイドブック」、申請書などの情報は、ポルトガル語・英語・中国語・ベトナム語で翻訳しており、通訳者との連携による対応も行われています。さらに、言語の多様化に対応するため、行政窓口には自動翻訳機を導入し、情報提供の充実を図っています。これらの取組は、子ども・若者プランに掲げる「誰もが安心して子育てできる環境づくり」にも合致しています。

しかし、言語や制度の違いにより、母子保健サービスや子育て支援を十分に受けられないケースも見られます。外国人住民を対象として実施したアンケートでは、約40%が予防接種や保育園など子育てに関する情報を必要としていると回答しており、情報提供の更なる充実が求められています。

また、外国人住民に関する子どもの発達や虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。彦根市子ども・若者プランでは、課題として「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援」を取り上げていますが、文化的背景や言語の違いから、外国人住民は日本人住民とは異なる課題が存在し、虐待の未然防止や早期発見に向けた対応が十分とは言えません。孤立しやすい外国人親子への支援体制の強化や、関係機関との連携による相談支援の充実が今後の重要な課題です。

#### 【方向性】

- 外国人住民が、安心・安全に妊娠・出産・子育てを送るため、多言語などによる情報やサービスの提供を推進します。
- 外国人住民の親子が地域で孤立しないため、地域における見守りのほか、相談窓口につなげる環境づくりを関係機関と協働して推進します。
- 母子保健サービス・保育などをすべての外国人住民の対象者が受けられるよう情報提供や環境の整備を推進します。
- 多様化する外国人住民の相談に対応するため、気軽に訪れることができる相談体制を作ります。

#### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
子育てに関する情報の多言語化と提供	29	「保育所等利用案内」を多言語に翻訳します。 (幼児課)
	30	「子育てガイドブック」を多言語に翻訳します。 (こども若者支援課)
	31	保育に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (幼児課)
	32	母子保健に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (母子保健課)
外国人住民の孤立防止	33	外国人住民の困りごとに対し、民生委員児童委員や各種相談窓口と連携の上、支援します。 (社会福祉課)
	34	必要に応じて、通訳を伴った訪問支援をします。 (社会福祉課)
	35	市が提供する各種の子育てサービスを外国人住民が受けやすくするため、体制の充実を図り、「子育てガイドブック」の紹介や、必要に応じて通訳による支援を実施します。 (こども若者支援課)

関係機関などとの連携	36	虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)などを防止するため、児童相談所などの関係機関や外国人相談員などと連携して、外国人住民の実態を把握した上で、支援体制の充実を図ります。  (こども若者支援課)
	37	「彦根市要保護児童対策地域協議会」と連携し、外国人住民の要保護児童と特定妊婦への支援体制の充実を図ります。  (こども若者支援課)
	38	通訳者(相談員)が適切な対応ができるよう、研修等の受講や情報収集により業務のスキルアップを図ります。  (人権政策課)
	39	DV や児童虐待に関する多言語情報を積極的に啓発します。  (こども若者支援課)

### (3) 教育の環境づくり

#### 【現状と課題】

市内の市立小中学校において、外国人児童・生徒のみならず日本語指導が必要な児童・生徒は増加しています。外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者の中には、文化的背景の違いや、日本語が十分に理解できないことなどがあり、そのことが、不就学や不登校、学習意欲の低下、いじめの発生などにつながることもあります。あらゆる教育活動の基礎として、日本語の習得を進める必要があります。

そこで本市では、ポルトガル語・タガログ語の母語支援員を配置し、学校や関係者との連携のもと外国人児童・生徒の状況・ニーズを把握し、外国人児童・生徒が不就学とならないよう働きかけています。

また、2016年度(平成28年度)から文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、日本語指導の必要な児童・生徒に対し、翻訳や日本語指導により支援を行ったほか、加配教員や非常勤講師を配置して対応しています。

一方、こうした児童・生徒は、母国の言葉や文化などに接する機会が少ないために、自らのアイデンティティ<sup>※9</sup>の確立が困難になりがちです。日本語と母語<sup>※10</sup>の両方が十分に習得できないため、家庭内のコミュニケーションがうまくいかなる場合もあります。

特に、日本語指導を必要とする中学卒業者の高等学校への進学率は、中学卒業生全体の平均と比較して低い水準にあるという課題があります。

外国人児童・生徒の増加に伴い、子どもたちのルーツも多様化していることから、児童・生徒のみならず、教員・保護者・地域住民が、多文化共生やダイバーシティ<sup>※11</sup>に対する理解や国際感覚を高める必要

※9 アイデンティティ 自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

※10 母語 幼少期から保護者などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

※11 ダイバーシティ 性別・年齢・国籍・障害の有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。

があります。

【方向性】

- 外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートなど、学校生活を安心して送れるような体制を整えます。
- 「外国人児童生徒受入れの手引」を教育現場および教育委員会で活用します。
- 子どもの発達過程において大切な母語の維持について、その重要性を啓発します。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒を含めたすべての児童・生徒への多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進します。
- 教職員の多文化共生の意識を高めるため、研修の充実を図ります。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒の教育環境を充実させるため、地域住民や市民団体との連携を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
学校生活を安心して送れるような体制づくり	40	学校と連携しながら、現場のニーズに応じた外国人児童生徒等支援員を配置します(2020年(令和2年)時点でポルトガル語とタガログ語、ベトナム語(翻訳支援のみ)の外国人児童生徒等支援員を配置しています。) (学校支援・人権・いじめ対策課)
	41	外国人児童・生徒の指導方法や学習者の状況、ニーズなどの情報共有を図るため、学校と外国人児童生徒等支援員などによる意見交換を行います。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
	42	放課後児童クラブに関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (生涯学習課)
	43	外国人児童・生徒の教育環境を整備するため、文部科学省の補助事業等を活用します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
	44	市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもの現状や動向を把握するために、定期的に不就学などの実態調査を実施します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
	45	母語教育の重要性について啓発し、母語による活動や交流の場を設けます。 (人権政策課)
母語・アイデンティティ確	46	外国人児童・生徒を対象とした「子ども多文化クラブ」を開催します。 (人権政策課)

立の支援	47	「外国人児童生徒受入れの手引」を周知し、活用します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
	48	県の制度を活用しながら、日本語指導の加配教員と非常勤講師を配置します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
日本語指導の整備	49	生徒の在籍状況や学校現場のニーズなどに応じて、日本語指導支援員の配置や日本語教材の確保などの対策を講じます。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
すべての児童・生徒に対する国際理解教育の推進	50	すべての児童・生徒に豊かな国際感覚や多文化共生の意識が育つよう、各教育機関において国際理解教育プログラムを実施します。 (人権政策課)
	51	「子ども多文化クラブ」を、すべての児童生徒にも開放して、相互交流の機会を提供します。 (人権政策課)
教職員の多文化共生研修の充実	52	教職員を対象とした「多文化共生」に関する研修を実施します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)
関係団体などとの連携	53	PTA等の社会教育関係団体に対して、市が実施する多文化共生をテーマとする研修やイベントなどの開催について、情報提供します。 (生涯学習課)
進路指導の充実	54	外国人児童・生徒の進路実現と進学後の生活を見据え、学校と外国人児童生徒等支援員などが連携し、適切な指導・支援を行い、進学率の向上に努めます。 (学校支援・人権・いじめ対策課)

#### (4) 労働の環境づくり

##### 【現状と課題】

年齢別人口の状況によると日本人住民が40歳～54歳が多いのに対し、外国人住民は20歳～34歳までが全体の54.5%を占めています。生産年齢人口の比率も高いことから、外国人住民は地域経済を支える担い手であると言えます。しかし、外国人住民の多くは派遣や業務請負会社の非正規労働者として、不安定な労働条件や厳しい環境の下で働いています。また、近年、国が進めてきた労働基準法や労働者派遣法に基づき派遣労働者に対しても社会保障の義務付けが強化され徐々に加入者が増えてきたものの、各種の社会保障サービスの理解が不十分で適切に利用できていない状況です。外国人労働者を雇用する企業からの情報収集や、行政情報の共有を図るなど、企業と連携をしていく必要があります。

本市では、企業内の多文化共生意識が向上するよう人権啓発資料「Be Happy」をホームページに

掲載し企業内の人権研修等における活用を推進していますが、今後も引き続き啓発する必要があります。

#### 【方向性】

- 外国人住民に対して、社会保険などの労働に関する制度について、多言語によるわかりやすい情報提供を推進します。
- 外国人住民を雇用する企業に対して、適正な雇用および多文化共生に関する啓発を、国・県・関係団体などと連携して推進します。
- 外国人住民が労働者の権利や保険制度などについて自らも学べる機会を増やすことを推進します。
- 企業からの情報収集や、行政情報の共有を図るなど、企業との連携に努めます。

#### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
労働に関する情報の多言語化と提供	55	職業訓練や就業に必要な情報提供を実施します。 (地域経済振興課、人権政策課)
外国人住民の孤立防止	56	企業訪問を通じて、企業内の多文化共生意識が向上するよう働きかけます。 (人権政策課)
企業に対する啓発活動の推進	57	国・県などと連携して、外国人労働者が働きやすい環境を整え、多文化共生意識が向上するよう啓発します。 (地域経済振興課)

### (5) 社会保障の環境づくり

#### 【現状と課題】

言葉が通じないことを理由として支援が受けられない状況に陥るのを防ぐため、ひとり親家庭や障害者などに関連する社会保障や医療・年金制度等の情報を多言語に翻訳し、提供したほか、社会福祉協議会やNPO団体などとの連携により支援体制の充実を図りました。

外国人住民へのアンケートによると、日常生活で困っていることは、第1位が言葉で44.5%、続いて、税金・年金・健康保険が42.3%、災害・事故などの緊急時の対応が31.5%などが高い割合となりました。また、必要な情報については、税金・年金が77.2%、医療・健康保険が72.3%と回答しています。外国人住民にとって、保険・福祉サービス、税金や年金については、制度が複雑な上、母国との制度の違いから理解することが難しいという現状があります。そのため、健康保険や年金の滞納が生じる場合もあり、経済的に大きな負担を抱えることが懸念されます。

高齢化する外国人住民の介護等のニーズが増加していくなか、情報不足や文化・言語の壁から介護保

険制度の利用や障害福祉サービスへのアクセスが困難なケースも見られます。また、介護者等の孤立も課題であり、これらへの対応に向けより一層の連携が必要です。

【方向性】

- 各種社会保障制度やサービスに関する多言語による情報提供をさらに進め、相談体制を充実させます。
- 相談・支援における地域の関係機関との連携を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
社会保障制度に関する情報の多言語化と提供	58	ひとり親家庭に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (こども若者支援課)
	59	障害者に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳するとともに、相談内容に応じて、通訳による支援を依頼します。 (障害福祉課)
	60	福祉医療費助成制度や年金、児童手当、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (保険年金課)
	61	高齢者に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (高齢福祉推進課)
関係機関などとの連携	62	社会福祉協議会、NPO 団体などと連携して、外国人住民の生活実態(貧困家庭等)を把握し、支援体制の充実を図ります。 (社会福祉課)
	63	障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等への啓発を行います。 (障害福祉課、高齢福祉推進課)

(6) 医療の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民がけがや病気をしたときに、言葉の違いなどにより、安心して受診や入院ができない状況となる場合があります。また、医療通訳を配置している医療機関は限られています。このような中、休日急病診療所や市立病院において多言語の間診票を活用したほか、市立病院においてはポルトガル語の医療通訳者を配置するとともに、通訳者不在時に対応できるよう、翻訳機を導入しました。救急隊にお

いては、通報時や現場で使える多言語通訳サービスを導入し、多言語版の情報収集シートを利用しています。

一方、市民に対してがん検診などの健康診断を実施していますが、外国人住民が受診する人数は少なく、予防医療の啓発が必要です。

【方向性】

- 医療機関における多言語の情報提供や環境整備を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
医療に関する情報の多言語化と提供	64	休日診療に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (健康推進課)
	65	市立病院の医療に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (医事課)
	66	検診の受診を促すため、予防医療に関する情報を提供します。 (健康推進課)
医療機関における多言語の情報提供や環境整備	67	市立病院での医療通訳員(ポルトガル語)を配置します。 (医事課)
救急医療における多言語対応	68	「多言語版 救急時情報収集シート」と併せて多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、患者や家族などと救急隊員の間で迅速に意思疎通を図れるようにします。また、「#7119」の広報を行い、住民の安全・安心への取組について伝えていきます。 (警防課)
	69	救急通報時に多言語で対応します。 (通信指令課)
関係団体などとの連携	70	彦根医師会などと連携して、多言語による問診票などの活用を促すなど働きかけます。 (健康推進課)

(7) 防災・減災の環境づくり

### 【現状と課題】

外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害に対する知識や経験が少ないため、防災に対する意識が低く、緊急時への備えが十分ではない人もいます。また、自治会や近隣住民とのつながりが少ないため、地域で行われている防災訓練などには、参加しにくい現状があります。さらに、災害時において、外国人住民は日本人住民に比べ、情報が十分に伝わらない状況にあります。

そこで、本市では、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語で防災マニュアルを作成したほか、「やさしい日本語」を活用し、誰もがわかりやすいように工夫しています。また、避難誘導看板は英語とピクトグラムを採用し多言語化を図っています。しかし、アンケート結果からもわかるように、外国人住民、日本人住民双方が、言葉が通じないことに不安を感じています。

そのため、避難所生活においても、言葉、宗教、文化的背景の違いにより、様々な困難に直面することが予想されます。そのような外国人住民を支援する「共助」の視点から、災害時に外国人住民自身も被災者を支援する側として活動できるよう、防災訓練に参加しています。避難所においては「やさしい日本語」の活用を啓発する必要があります。

### 【方向性】

- 関係機関、市民団体などとのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実させます。
- 外国人住民が、災害時に適切な避難などができるように、多言語による情報提供を推進します。
- 被災者を支援する担い手となるよう、外国人住民を含めて災害に対する知識を持つ人材の育成を推進します。
- 災害への不安を解消するため、平時から多言語により防災情報を提供します。

### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
防災に関する情報の多言語化と提供	71	「ハザードマップ」を多言語に翻訳します。 (危機管理課)
	72	ハザードマップなどで「やさしい日本語」を使った避難マニュアルを作成します。 (危機管理課)
	73	避難所にある表示などにピクトサインや多言語翻訳を取り入れます。 (危機管理課)
	74	日本人住民と同じように防災情報を多元化して配信します。 (危機管理課、人権政策課)
災害時の外国人被災者	75	外国人住民の受入れをスムーズに行える避難場所づくりを進めます。

への支援体制の充実		(危機管理課、人権政策課)
救急医療における多言語対応	76	防災訓練などへの外国人住民の参加を促進します。 (危機管理課、人権政策課)
	77	災害に関する基本的な知識を得られるよう情報提供します。 (危機管理課、人権政策課)

### 3 多文化共生の地域づくり

#### (1) 地域社会に対する意識啓発

##### 【現状と課題】

本市では、多文化共生の推進を通じて、あらゆる差別の解消と人権の尊重を目指しています。まちづくり懇談会のテーマに多文化共生を採用することで、地域社会における差別や偏見の問題に対する意識啓発を図っています。また、市職員を対象とした人権研修では、外国人住民の人権課題を取り上げ、制度的・構造的な差別の理解と対応力の向上に努めています。まちづくり講演会では、防災の観点から多文化共生社会の実現に向け、外国人住民とともに行う避難所運営・情報伝達のあり方について考える機会を設けました。さらに、外国人住民と日本人住民の交流の場として国際交流サロンを設置しています。

日本人住民を対象としたアンケートでは、外国人住民が増えることに対して肯定的な意見が見られる一方で、「トラブルが増えることを危惧する」といった否定的な見方も49.8%おられ、根強い偏見や誤解が残っていることが明らかになりました。

また、外国人住民を対象とした調査では、「日本人からの偏見や差別」を日常の困りごととして挙げた回答が27.7%おられ、前回調査の13%から高くなっています。これは、差別的言動や排除の意志が依然として社会に存在していることを示しています。

2016年(平成28年)に施行されたヘイトスピーチ解消法により、地方自治体にも差別のない社会の実現に向けた努力義務が課されました。外国人住民と日本人住民とが同じ社会の一員として、共に理解し、尊重し合うという気持ちを持つことが、お互いの人権尊重の視点から必要不可欠です。

##### 【方向性】

- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会を目指し、市民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。
- 地域に住む日本人住民と外国人住民が、お互いに気軽に交流できる場づくりを推進します。

##### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
多文化共生に関する啓発活動の推進	78	「人権のまちづくり懇談会」などにおいて、多文化共生をテーマにした講演や研修を実施します。  (人権政策課、自治会)
	79	市職員に対する多文化共生に関する研修を実施します。  (人事課、人権政策課)
	80	市民の国際感覚を磨くとともに、外国人に対する差別や偏見をなくすため、研修を実施します。  (人権政策課)
	81	ヘイトスピーチなどの人権侵害にあった外国人が相談しやすい窓口を作ります。  (人権政策課)
	82	多文化共生サポーターを広く市民や市民団体から募集し、サポーターの連携によって、諸分野の活動を推進します。  (人権政策課、市民、市民団体)
日本人住民と外国人住民の交流の場づくり	83	外国人住民と日本人住民との相互理解のための取組を実践します。  (人権政策課)
外国の文化や習慣に触れる機会の提供	84	国際交流事業(姉妹都市・友好都市交流など)を実施します。  (広報戦略課、学校支援・人権・いじめ対策課)

## (2) 外国人住民の社会参画と共助

### 【現状と課題】

自治会と日本人住民に行ったアンケートによると、外国人住民との付き合いについて、親しくつきあっているが5.4%、あいさつ程度のつきあいがあるが19.4%と何らかの関わりがある人が25%程度にとどまり、全くないと答えた人が45%程度いることがわかりました。

外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く、孤立しやすい状況にあります。また、本市では地域で暮らす外国人住民が困らないよう、自治会の回覧板等の翻訳をしていますが、地域で役に立ちたいと思う外国人住民が、地域の中で個性、経験、能力などを発揮する機会が少ないのが現状です。

行政や自治会などが連携しながら、外国人住民が地域の一員として暮らしやすいように情報を伝え、地域でもお互いに支えあえる関係づくりにつなげていく必要があります。このためには、外国人住民が

積極的に地域活動に参画する意識が求められます。

【方向性】

- 自治会やボランティア団体などの活動に参加する外国人住民が少ないため、参加しやすい環境づくりを推進します。
- 外国人住民に対して、地域活動やイベントの情報などが手に入れやすいように、誰にでも分かりやすい情報提供を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
自治会や地域の活動に参加しやすい環境づくり	85	自治会や地域活動に関する情報を必要に応じて多言語に翻訳します。 (まちづくり推進課)
	86	公民館の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように努めます。 (生涯学習課)
	87	市が管理する施設の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように動画も使用するなどして周知します。 (人権政策課)
	88	多文化共生に関する先進的な自治会活動の事例を紹介し、各団体間の情報交換を推進します。 (まちづくり推進課)
外国人住民キーパーソンの把握・養成	89	多文化共生サポーターに外国人住民も参画してもらうことによって、外国人住民キーパーソンとなり得る人を発掘します。 (人権政策課)

(3) 多様性を活かした地域づくり

【現状と課題】

本市には、様々な国や地域からの外国人住民のほか、滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・ミシガン州立大学連合日本センターなどがあり、留学生も多く在学しています。すでに、地域経済の担い手としても欠かせない存在となっていますが、彼らの能力や多様性を地域づくりに十分に活かされているとはいえない現状があります。また、外国人旅行者も増えています。

そのため、多様性に対する理解を、家庭、学校、職場などで進めることや、様々な文化に触れる機会を増やすことが必要です。お互いの文化的背景などを尊重しながら、共に生活をしていく社会を目指す必要があります。

【方向性】

- ボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人住民の情報提供を推進します。
- 外国人住民の多様性を生かして、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などが、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成・活用を推進します。
- 観光客にもやさしいまちづくりを推進するため、国内外の外国人に対して、「観光都市 彦根」の魅力を発信します。
- 多文化共生のための拠点づくりを促進し、関係機関などと連携しながら、市民への啓発活動を行います。
- 多様な文化に触れる機会として、姉妹都市・友好都市との交流のほか、様々な人や国と交流し、多様性の理解を深めていくことを推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
外国人住民の多様性を生かした地域の活性化の環境づくり	90	外国人住民が関わる活動やイベントに関する情報を多様なメディアを通じて発信します。  (人権政策課、市民、市民団体)
	91	住民に対して、市民活動等の活動に関する情報を提供します。  (人権政策課、市民、市民団体)
	92	外国人住民に対して、創業・起業の相談に関係機関と連携して対応します。  (地域経済振興課)
産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成	93	関係各所と協力し、留学生の就職を支援します。  (地域経済振興課)
「彦根」の魅力や観光情報の発信	94	観光に関する案内やチラシ・パンフレットなどの情報を多言語に翻訳します。  (観光交流課)
	95	外国人住民や観光客に対して、彦根の魅力や観光に関する情報などを関連団体と連携の上、多様なメディアを通じて発信します。  (観光交流課)

## 5章 多文化共生施策の推進

---

### 1 それぞれの役割

#### (1) 市

- 市は、多言語による情報提供や相談などによって、外国人住民の生活などに必要な行政サービスの向上を図ります。
- 市は、職員の多文化共生の意識を高めるための研修を充実させ、人材育成を推進します。
- 国・県との役割分担を明確にしながら、各機関・団体と協力・連携し、多文化共生の啓発活動やまちづくりを推進します。

#### (2) 市民

- 日本人住民と外国人住民は、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解・尊重するとともに、交流を深め、多文化共生のまちづくりを推進することが求められます。

#### (3) 自治会等

- 自治会・町内会は、市民にとって最も身近で、まちづくりにおける基礎的な組織です。外国には自治会などの組織がない国もあるので、自治会などの役割について十分な理解を得る取組が求められます。

#### (4) 市民団体

- 多文化共生の取組は、市民活動団体の活発な活動によって支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色を生かし、外国人住民のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。
- 外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

#### (5) 企業・法人

- 外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者に対しても労働に関する規則や制度などを守り、外国人労働者が安全に働ける環境づくりが求められます。
- 企業の社会的責任として、行政や各団体と連携・協働し、多文化共生を進める取組が求められます。

## (6) 子育て・教育機関

- 子育て・教育機関は、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。
- 小中学校などは、外国人の子どもが日本語能力を習得するための指導や支援を行うとともに、不就学者ゼロを目指した支援、将来の夢の実現に向けた進路指導などが求められます。
- 子育て・教育機関の職員などは、多文化共生の意識を高め、地域と連携していくことが求められます。
- 大学は、留学生による地域の多文化共生推進の取組や、多様性を活かした人材育成が求められます。

## 2 推進体制等

### (1) 活動の促進

多文化共生社会の実現には、それぞれの立場で活動していく必要があり、各関係機関との連携・協働による活動を促進します。

### (2) プランの進行管理

彦根市多文化共生推進プランの進捗状況については、有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、関係機関から意見を聴取する機会を設け、プランの進捗管理・点検・評価を行います。

### (3) 関係部局と横断的な連携

市では、多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、「彦根市市内多文化共生推進会議」において、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

### (4) 広域的な連携

市では、「湖東定住自立圏」の人材育成部会において引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。

### 【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)
プランの進行管理	96	有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。  (市民、市民団体、人権政策課)

関係部局と横断的な連携	97	多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、彦根市庁内多文化共生推進会議を開催し、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。  (人権政策課)
	98	市の各種計画・プラン等に外国人住民の視点を入れて検討します。  (各課)
広域的な連携	99	「湖東定住自立圏」の人材育成部会において、引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。  (人権政策課)
	100	他自治体における外国人住民に関する反差別の取組について、情報収集します。  (人権政策課)

## 資料編

### (1)彦根市多文化共生推進委員会設置要綱

(平成 29 年 6 月 15 日告示第 161 号)

改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 138 号

#### (設置)

第 1 条 彦根市の多文化共生に関する具体的な取組を定める彦根市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)に基づき、外国人住民および日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解および尊重の下に市民、市民団体、企業その他の団体および行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するための重要な課題について具体的に検討するため、彦根市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 彦根市の多文化共生施策の推進に関する事項について検討を行い、その結果を市長に進言し、および助言すること。
- (2) プランの策定、変更および進捗管理に関すること。
- (3) その他プランに関し、市長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生事業に取り組む団体に属する者
- (3) 市内に在住し、または在勤し、もしくは在学する外国人のうちから、公募により選定する者
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画振興部人権政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 付 則

- 1 この告示は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(令和3年4月1日告示第138号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### (2)彦根市多文化共生推進委員会・検討部会 委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
河 かおる	彦根市多文化共生推進委員会委員 滋賀県立大学 准教授	委員長
河瀬 洋子	彦根市多文化共生推進委員会委員 彦根市国際協会	
董 妍(佐藤 結香)	彦根市多文化共生推進委員会委員 外国人住民	
柴田 雅美	彦根市多文化共生推進委員会委員 滋賀大学 特命教授	副委員長
水野 攻	彦根市多文化共生推進委員会委員 Weekday 日本語教室	

(3) 彦根市多文化共生推進プラン改定等経過

開催日	会議等
2024年 5月31日～8月31日	アンケート調査実施(自治会)
7月23日	2024年度第1回彦根市多文化共生推進委員会
7月26日～9月30日	アンケート調査実施(日本人住民)
8月1日～9月30日	アンケート調査実施(外国人住民)
2025年 1月29日	彦根市庁内多文化共生推進会議
2月17日	2024年度第2回彦根市多文化共生推進委員会
5月27日	2025年度第1回彦根市多文化共生推進委員会検討部会
8月5日	2025年度第1回彦根市多文化共生推進委員会
8月28日	2025年度第2回彦根市多文化共生推進委員会検討部会
9月24日	2025年度第3回彦根市多文化共生推進委員会検討部会 彦根市庁内多文化共生推進会議 <合同開催>
10月29日	2025年度第4回彦根市多文化共生推進委員会検討部会
11月18日	2025年度第2回彦根市多文化共生推進委員会
2026年 3月23日	2025年度第3回彦根市多文化共生推進委員会

第3次 彦根市多文化共生推進プラン

2026年3月

発行:彦根市

編集:企画振興部人権政策課 多文化共生係

〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL (0749)30-6113

FAX (0749)24-8577

E-Mail [kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp)